

招集期日 平成22年10月26日(火曜日) 第8日

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階全員協議会室

開 会 10月26日(火曜日)午前 9時29分

散 会 10月26日(火曜日)午後 2時36分

出席委員 委員長 宮岡治郎 副委員長 永澤美恵子
委員 安道佳子 委員 吉澤かつら
委員 金澤秀信 委員 山本秀和
委員 横田淳一 委員 小島清人
委員 野口哲次

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 市民部長 福祉部長 建設部長
区画整理部長 関係職員

委員会に出席した事務局職員 都築敏夫 原 篤 秀 男
高山 勇 玉井 栄 治
沼井 俊 明 佐藤 大 輔

△ 開議の宣告（午前 9時29分）

委員長 ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

日程に従い、本日は特別会計についての審査を行います。審査順序につきましては、議案第89号 平成21年度入間市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第90号 平成21年度入間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第91号 平成21年度入間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第92号 平成21年度入間市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第93号 平成21年度入間市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第94号 平成21年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第95号 平成21年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第96号 平成21年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第97号 平成21年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての順に行います。

まず、議案第89号 平成21年度入間市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行います。

保険年金課長に説明を求めます。

保険年金課長 おはようございます。それでは、議案第89号 平成21年度
入間市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要を申し上げます。

平成21年度につきましては、歳入総額151億6,352万6,567円から歳出総額144億7,618万96円を差し引いた形式収支額では、6億8,734万6,471円の黒字決算となっております。これから前年度の形式収支額2億6,823万3,461円を差し引いた当該年度の単年度収支は9億5,557万9,932円の黒字でございます。その他一般会計繰入金を差し引いた実質単年度収支では、11億8,978万5,312円の赤字となっております。

入間市決算報告書の総括について、さらに詳しく申しますと、今回の決算は平成20年度の繰上充用金2億6,000万円の増額、さらに共同事業交付金の精算の甘さによる大幅な減少と、平成20年度療養給付費過年度償還金の発生に伴い12億円を一般会計繰入金として受け入れ、総額24億6,000万円となりました。国民健康保険事業の運営は大変厳しい状況にありますが、今後このような多額な繰入金が生じないよう健全な財政運営を確保するため、収支のバランスに注視してまいります。そのためには、まず歳入では国保税の収納率の向上対策及び国、県からの交付金等の状況の把握に努めてまいります。歳出では、医療費の動向の分析、特定保健指導等の保健事業の充実、レセプト点検、ジェネリック医薬品の拡大と、さらなる医療費の適正化を図ってまいります。

それでは、決算事項別明細書206ページから207ページをごらんください。まず、歳入でございますが、款1国民健康保険税の収入額は34億325万5,567円で、歳入全体の22.4パーセントを占めております。保険税の収納につきましては、前年度に引き続き収納対策の充実に努め、収納額は前年度対比1,244万1,784円の増収となりました。しかし、収納率につきましては、滞納繰り越し分は前年度0.3ポイント増加したものの、現年度課税の収納率は88.5パーセントで、前年度0.5ポイントの減少でございます。

次に、208ページから209ページをお願いいたします。款3国庫支出金35億9,034万6,253円は、歳入全体の23.7パーセントとなっております。そのうち、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金につきましては、歳出における保険給付費のうち一般被保険者の療養給付費と後期高齢者支援金、介護納付金等の約34パーセントを公費負担として国から受け入れたもので、特に一般被保険者の療養給付費が増加したことにより、前年度対比1億9,643万5,298円の増加となっております。

次に、210ページから、次のページの213ページをごらんください。款4療養給付費等交付金7億2,639万3,000円は、歳入全体の4.8パーセントで、前年度対比2億2,956万1,000円の減少です。退職被保険者の医療費に係る交付金としては、社会保険診療報酬支払基金から受け入れたもので、退職被保険者等療養給付費等の減少によるものでございます。

款5前期高齢者交付金26億7,469万9,554円は、全体の17.6パー

セントで、前年度対比 5 億 7,820 万 5,719 円の増加です。退職医療制度の縮小に伴い、前期高齢者の偏在による各保険者間の財政調整を図るための埼玉県社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

次に、214ページから215ページをごらんください。款 7 共同事業交付金 16 億 1,131 万 7,682 円は、全体の 10.6 パーセントで、前年度対比 9,812 万 1,701 円の増加で、保険税の平準化、財政の安定化を図るための医療費の実績、被保険者数により国保連合会から交付されたもので、歳出の 228 ページの款 7 共同事業拠出金と関連しております。

次に、款 9 繰入金 24 億 6,000 万円は、次のページにかけてでございますが、全体の 16.2 パーセント、法定繰入金が 3 億 1,463 万 4,756 円、法定外繰入金が 21 億 4,536 万 5,244 円となっております。

続きまして、歳出の概要を申し上げます。歳出につきましては、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等の医療費関連の支出が歳出の大部分を占めております。

まず、222ページから223ページをお願いいたします。款 2 保険給付費 94 億 1,121 万 2,567 円は、全体の 65 パーセントを占めております。前年度対比 4 億 4,697 万 5,372 円、率にいたしまして 5 パーセントの増加となっております。なお、退職被保険者等療養給付費、退職被保険者等療養費、それから次のページになりますが、退職被保険者等高額療養費につきましては、前年度決算額と比較いたしまして減額となっております。これにつきましては、平成

20年の医療制度改革により退職被保険者等は廃止されましたが、平成26年までの間、経過措置として65歳未満の方のみ対象となり、縮小されました。平成20年度は、平成20年2月、3月分のすべての退職被保険者等の医療費が算入されております。このため、平成21年度の決算の退職被保険者の療養諸費につきましては、平成20年度と比較いたしまして減額となっております。

次に、226ページから227ページをごらんください。款3後期高齢者支援金等18億9,273万7,467円は、全体の13.1パーセントを占めており、前年度対比2億1,850万9,656円、率にいたしまして13.1パーセントの増加となっております。これは、後期高齢者医療制度への拠出金として、埼玉県社会保険診療報酬支払基金に国民健康保険加入者全員が支払うものでございます。

続きまして、款4前期高齢者納付金等538万1,798円は、退職医療制度の縮小による各保険者間の負担の不均衡を平準化するための制度で、前期高齢者の加入割合により、埼玉県社会保険診療報酬支払基金に納付したものでございます。

下段から次のページにかけまして、款5老人保健拠出金2億1,206万3,120円は、全体の1.5パーセントを占めており、前年度対比2億1,082万8,277円の減少で、これは老人保健制度の廃止に伴う精算分でございます。

次に、款6介護納付金6億8,694万6,591円は、全体の4.8パーセントを占めております。前年度対比3,598万287円の減少で、これは平成19年度の精算額の減少によるものでございます。

款7 共同事業拠出金15億8,132万1,171円は、全体の10.9パーセントを占めており、前年度対比2億4,054万3,962円の増加でございます。歳入でも触れましたが、保険税の平準化、財政の安定化を図るための医療費の実績、被保険者の数により国保連合会に支払うものでございます。

以上申しました医療費関連支出では、合計137億8,966万2,714円となり、歳出全体の95.3パーセントを占めております。この医療費関連の支出の伸びは、前年度対比6億6,234万2,743円の増加、率にして5パーセントの伸びとなっております。

次に、230ページから231ページをごらんください。款8 保健事業費1億4,850万3,215円は、全体の1.0パーセントを占めております。40歳から74歳の被保険者を対象とした特定健康診査及び特定保健指導の実施、また被保険者の健康管理のための人間ドック、脳ドックの助成や医療費通知の発送、健康意識向上のための健康まつりの啓発活動等を行い、増加傾向にございます医療費の抑制を図るための事業を実施いたしました。

次に、236ページから237ページをごらんください。款13前年度繰上充用金2億6,823万3,461円は、平成20年度の歳入不足を地方自治法施行令第166条の2の規定により繰上充用を行い、平成20年度の歳入不足を補てんしたものでございます。

以上で平成21年度入間市国民健康保険特別会計の決算概要報告を終わります。よろしくご審査、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

歳入歳出一括して質疑を願います。

野口委員 報告書215ページの総括のところの下のほう3行、「特に」というところで、今ご説明がありました一般会計繰入金の背景ということで、21年度は20年度の繰上充用金や共同事業交付金のちょっと見積もりの甘さというか、そういうので膨らんだということですが、実質この繰上充用がないとして、かつこういった見方も、結果論だけれども、正確というかして、剰余金がないように普通にやったとした場合、一般会計繰入金は幾らで済んだというか、これ見方なのですけれども、どのぐらいで済んだというふうにこちらは見たらいいのですか。

保険年金課長 確かに今回の一般会計繰入金は24億6,000万円と、すごく膨大になっております。この中で含まれておりますのが、先ほど申しましたように、1点目として繰上充用金2億6,000万円がございます。これは平成20年度の歳入不足を補てんするものでございますので、この2億6,000万円を仮に平成20年度のほうに持っていくとしますと、12億円の繰入金になります。そうしますと、当初10億円の一般会計繰入金に12億円を足しますと22億円という形になります。それで、冒頭申しましたように、共同事業の交付金の精算とか過年度償還等のことがございましたのですが、結果的には剰余金として6億8,000万円が出たわけでございます。

ですから、これは結果論で申し上げることになってしまうので

大変申しわけないのですが、平成19年度からちょっと申し上げさせていただきますと、平成19年度の繰入金が14億5,000万円、平成20年度が、この2億6,000万円の繰上充用金を入れたといたしまして13億6,000万円、それから平成21年度、この剰余金等を差し引きいたしますと14億4,000万円程度ということになります。これは本当に結果論で、この剰余金という形を差し引いての金額ですから、この3年間は15億円前後で推移をしているということになります。

以上でございます。

野口委員　そういうことで、この24億6,000万円という数字、ちょっと出たときにはすごくこちらもびっくりしたのですけれども、状況はわかったということで、この21年度決算を踏まえて、22年度予算が今執行されていますよね。途中経過が出ていると。それで、端々にもう十四、五億円でとどまるのではないかなということを総括質疑でもおっしゃったような気がするのです。

ここでちょっと疑問なのは、今予算上の繰入金が14億円ちょっとありますよね、20年度だけれども。でも、21年度決算で6億円の剰余金で繰越金を出して、3億円弱一般会計に戻して、3億円。だから、3億円はこっちは残っているのではないかなと思っているのですよ、出し入れで、この22年度に。ですから、今大体この19年度から21年度で14億円前後で推移しているというけれども、やっぱり20年度は3億円弱ふやして17億円ぐらいではないかなというふうに単純計算して、やっぱりふえるのではないかなという

ことを見ているのですけれども、21年度決算から見て、これ以上ふえないというような説明というのを、私ちょっと確認なのですが、ちょっとそこら辺の私の理解不足を説明していただければ。

要は、21年度繰越金が22年度に行っているから、22年度は14億円が終わっているのではないかなという気がするということで、この点について。

保険年金課長 先ほど申しましたように、一般会計の繰出金は補正で、剰余金のうち約3億円を一般会計のほうに繰り出しております。では、残りの分についてはということだと思います。その分につきましては、平成21年度に本来執行すべきもの、過年度償還等が出たもの、それから精算によるものの償還、そういうものは、その分は残しておいていただいたわけなのです。それで、ここで22年度は歳入の繰入金として、その分を、残った分を平成21年度、本来必要な分を差し引いた分を除いて一般会計のほうに戻したという形になります。

ですから、平成21年度は先ほど申しました、当初11億円に対し2億6,000万円の繰上充用をして13億6,000万円だったのですが、それでは結局足らなかったということでございます。剰余金の中の6億8,000万円のうち、一般会計に約3億円戻しましたが、残りの3億8,000万円につきましては、平成21年度の精算に伴うものの予算に補てんしたということでございます。

野口委員 あくまで残りの3億円は、平成21年度に起きた精算であって、

そこでもう支払いというか精算していると。平成22年度のほうに、
予算執行に回していないということの理解でよろしいのですね。

保険年金課長 はい、そのとおりでございます。

野口委員 はい、わかりました。ですけれども、繰入金のほかに何か……

委員長 何か関連した質疑はありますか。

野口委員 では、あと1問。

次に、国民健康保険税の収納ということ、収納率等の関係について
はご説明をいただいたのですが、資格証明書の発行について、
収納関係はそんなに動きはないと。不況の中で、逆に資格証明書の発行が減っていますよね。資料の18番ですね、極端に減っている
ので、この背景についてちょっとご説明いただきたいと思
います。

保険年金課長 資料18番をごらんいただきたいと思います。平成20年度は
433件、平成21年度は185件ということで大幅に減少しております。
この要因として申し上げますのは、まずうちのほうでいろいろ
国保税の夜間収納業務とか、それから臨宅とか納税推進員とか、
それからいろいろ督促状もありますし、催告状もございますが、
納税相談に応じていただいた方がふえたということで減っております。

それと、もう一点が平成21年度につきましては、平成21年度10月
1日現在資格証発行の方については改善が見られないため、その
まま継続で資格証を発行したのですが、10月1日現在で新規に資
格証明書の対象者になれる方については、10月から12月までの

3カ月の間、短期被保険者証のほうを発行いたしまして、その間におきまして、その滞納者の方の接触に努力いたしました。その関係で、大幅に減ったという原因の一つとっております。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

野口委員 はい。

委員長 関連して。

安道委員 今の資格証の問題と関連して、何点かお聞きしたいと思います。

20年から21年に大きく資格証明書の発行が減少して、さまざま対策を講じたというふうな今お話あったわけですけれども、その10月1日現在で対象となる方について、3カ月間の短期証でまずは対策をとったというふうな今お話でした。それで、この短期証についてなのですけれども、これまでは1年以上長期滞納している方について資格証で対応してきて、短期証といった場合の対象基準といたしますか、どういうふうになっているのでしょうか。

保険年金課長 対象者ですが、1年以上納税もない方、なおかつ3カ月以前に納税相談も納付もない方。1年以上納付もない方ですから、もちろんそうですけれども、3カ月以上納税相談、それからうちのほうの電話とか手紙とか、そういうものに対してすべて対応のない方につきましては、一応短期証の発行要件ということで行っております。

安道委員 そうしますと、1年以上納付がなくて、3カ月相談もなくてというふうな形を短期証としたと。前回のときに、短期証について

は716件、21年10月1日で、たしか716件発行したというのが前のときに答弁であったような気がしたのですけれども、22年ことしの10月1日付では、資格証と短期証はそれぞれ何件発行しているのでしょうか。

保険年金課長 22年の10月1日現在では、今委員さんがおっしゃられましたように、短期保険証は717件。

安道委員 22年で717件。

保険年金課長 717件。

安道委員 資格証明書は。

保険年金課長 資格証は113件です。

安道委員 113件。そうしますと、この資格証と短期証の違い、発行の違いはどういうふうに一応基準をつくっているのですか。

保険年金課長 先ほど申しましたように、短期証につきましては1年以上納付もない方。それで、3カ月以上も納税相談もない方につきまして出しております。

安道委員 そうしますと、資格証の方の現状というのはどのようになっているのでしょうか。

保険年金課長 短期保険証のほうは、あくまでもうちのほうは納税相談を受けた方に対しては、前から言っているように資格証を発行しておりません。それで、ワンクッション置いて納税相談をしていただけるようにお話をし、それでなおかつもう全然応じてくれない方に出しております。それで、当然短期証のほうはどんどん、どんどん減ってきて、当初から比べると減ってくるわけです。資

格証明書も、かなり減ってきます。ですから、そういう手段としてうちのほうで行っていると。単に、その被保険者と一緒に納税計画を立てて行いたいということでやっておりますので、もう本当に資格証明書を発行する方は、もう電話にも応じない、納税相談にも応じない、手紙入れても一切応答がない方についてのみを、仕方なく資格証を発行しているわけでございます。

安道委員 確かに非常に努力していただいているということは、この間本当に頑張ってもらっているというふうなことは、この資格証を大きく減少させてきているという点でうかがえるわけなのですが、資料としていただきまして、その資格証明書交付所得別の内訳を見ますと、これ185人ですから21年10月のでいただいた資料なのですが、未申告で92件、ゼロ円で14件、基礎控除未満で8件というふうな形で、200万円未満までで34件というふうな形で、ほぼ8割以上が低所得の方に集中していますよね。

この間、資格証明書はやっぱり命にかかわる問題ということで、大きく社会的にも問題になって、減らしていこうというふうな方向性を国も打ち出してきていると思うのです。資格証明書については、悪質な滞納者であるということを自治体がそれを証明したときに発行をするけれども、そうでない限りは極力発行しないよというふうな方向の国会での答弁があったかと思います。それでいきますと、低所得であるけれども、この方々が悪質であるというふうな根拠はどういったところにあるのか。この点についてはどうなのでしょう。

保険年金課長 確かに資格証明書、もううちのほうは資格証明書を発行したくて発行しているわけではないというのを、一つ大前提に置いていただきたいのです。それで、我々の行政といたしましては、スタート時点は、あくまでもこの対象者の方の納税相談から始まると考えております。それで、その納税相談することによって、その方の経済状況、家族状況等を把握いたしまして、それでなおかつもう払うお金がない、もうその経済状況ではどうしても無理だということであれば、違う方法もございます。ですから、とりあえずうちのほうで何の情報もないということが1つ。

それと、これ見ていただくと、未申告者の方がもう半分ぐらいを占めてしまっているわけなのです。これは、税の公平性、負担とか、いろいろな面からおいても、やはり未申告というのは、ひとつうちのほうも申告していただきたいということでお話しするのも、それも行政の仕事ですし、重要な一つの方策だと思っておりますので、あくまでもその時点、電話でも結構です。うちのほうでいただければ、うちのほうの職員が行って、それでお話しすることも可能です。ですから、とりあえずその面談、納税相談を受けていただくというのがスタートだと考えております。

安道委員 そうしますと、この例えば21年の10月1日の185件、この方々については、直接伺ったというふうな、まずは直接伺っているのですか、それぞれのお宅に。

保険年金課長 これは、当然督促、催告状、その手紙類は別といたしまして、納税推進員という制度がございますから、その方が必ず年に、

3カ月ぐらいたつともう行っています。何回もお伺いしております。そのための納税推進員をうちのほうは設けておりますので。それで、そのときに必ず手紙も置いてきます。いついつ何時に伺いましたと、名前と、その連絡先も入れてあります。

以上です。

安道委員 その短期証については716件、21年ですね。22年でも717件という形で、大きく発行しているわけですがけれども、21年についてはこの短期証、最終的にどの程度改善されたのでしょうか。

保険年金課長 21年の10月1日は、先ほど申しました716件。これが時系列的に申しますと、それが21年の12月31日には688件、1月31日には597件、それから22年の3月31日には424件、それで22年の9月1日には193件という形でございます。

以上です。

安道委員 そうしますと、この方々は皆正規保険証へと、納税相談等で正規保険証へと移行されたというふうなことで認識してよろしいですか。

保険年金課長 当然普通被保険証に行きますし、短期証の更新の方もいらっしゃいます。というのは、結局約束を守らないとか、そういう方も中にはいらっしゃるのですが、納税の意識はある方については、またもう一度短期証を出すというような方式をとっております。

以上です。

安道委員 大変努力していただいているのはよくわかるのですが、

実態として、やっぱり他の自治体と比べて、入間市はこの資格証も短期証も大きく発行しているという現実があるかなと思っています。こういうふうな対応でいくのか。それともやっぱり減免、申請減免、払える額に減免制度を見直して行って、保険料を払える額で対応していったならば、こういう長期滞納を生まないという、そういう方策もあるかと思うのです。

今、リストラですとか失業とかが大きな問題になっていて、国保については前年の所得にかかってくるから、今所得がない人にとってはやっぱり払えないわけですよ、どうしたって。所得ゼロになってしまって、前年の所得にかかってしまうわけですから。そこのところをやっぱり何とか減額措置をとって、払えるような対処していったならば、またこれは長期滞納を生まない方策になるかと思うのです。この辺はぜひ検討の余地があると思うのですけれども、この点については、私たちが繰り返し言っていますけれども、いかがでしょうか、検討については。

保険年金課長 税の減免という形ですよ、今お話しされているのは。確かに税の減免については、6割・4割軽減があったり、それから今回新しくできました、非自発的失業者の軽減措置というのも新しく法律でできました。それに伴って、後期高齢者医療制度に伴って条例減免ということで、配偶者が後期高齢に行ってしまったら、その片方の配偶者が減免になるとか、そういうのも今実施しているわけでございます。

それで、委員さんのおっしゃっているのは保険税の申請減免と

いう形で、前年度所得がなくなってしまったとか、火災とか、そういう関係につきましては、今までどおり国保税条例について適用していきたいと思っています。その減免についても、とりあえずうちのほうに結局お越しただいて、ご相談いただきたいのです。

それで、単に前年度の所得がゼロになったからということではなくて、その方の例えば援助してくれる家族の方とか、それから預貯金とか保険とか失業保険とか、いろいろうちのほうでやっぱりお聞きして、それから住宅ローン等があるからという方も中にはいらっしゃるのです、ですから一概に前年度所得がゼロだから減免をすぐ適用ということは、うちのほうでは今、現在では申しわけないのですが、考えておりません。とりあえず、その被保険者とお話をさせていただいて、それがスタート時点だと。やっぱりそれも同じに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

安道委員 そうしますと、今一生懸命そういう納税相談に丁寧に対応していただいていると。そういった中で見えてくる市民の生活、そういった方々の生活実態はどのようになっているのか、この点についてはどのようにとらえていますか。

保険年金課長 確かに保険税というのは、やはり皆さん大変だと思っています。やはりこの不況下ですから。ただし、その中でも苦しい方については分納誓約をしていただくとか、また少しずつでも払うという方もたくさんいらっしゃいますので、それにつきましては

うちのほうは本当によくお聞きして、それでお支払いをお願いしているわけでございます。

それで、本当にもしだめであれば、いろいろなそれを受け入れる公的なもののほうに移行という形に最終的にはなってしまうと思いますが、とりあえずそういう形でさせていただいております。

委員長 安道委員、決算審査の目的に沿った内容に絞ってください。

安道委員 あと1点です。

あと、子供の無保険もやっぱり大きな社会問題になって、国は改善をしたと。入間市でもこの子供の無保険については既に改善が図られて、21年からは児童生徒には保険証をきちんと交付するというふうに対応していただいています。この5月からは、高校生までそれを拡大するというふうな措置がとられていますけれども、入間市の実態はどのように今なっていますでしょうか。

保険年金課長 当然21年4月から、義務教育まではということで、それ以前はうちのほうは対象はなかったのですが、その後ことし5月から高校生以下ということになりましたけれども、それについても、うちのほうは資格証を発行しておりません。一切発行しておりません。

安道委員 その対象となる人数、もし把握していれば、ありますか。

保険年金課長 今のは、資格証の対象世帯の中に高校生が何名いたかという
ことですね。

安道委員 はい。

保険年金課長 それにつきましても、ちょっと資料的に今ないのですが、

申しわけございません。若干名はいるとは思いますがけれども。

安道委員 わかりました。

金澤委員 まずは報告書の215ページ、歳入の現年度課税分についてお尋ねいたします。

現年課税分については、20年度に比べ約0.5パーセント弱マイナスになってしまいました。これについては、やはりきちんと納めていただける後期高齢者世代が移行した影響は大きいだろうというふうに思いますが、それでもこの程度の収納率に、マイナスにおさまったというのは、やっぱり現課のご努力によるものだと、これは評価しているのですが、それを踏まえてお尋ねいたしますけれども、今回の平成21年度の88.52パーセントという収納率は、近隣市に比べてどのような状況なのか。また、県内では70市町村のうちどのような位置にあるのか。その2点について確認したいと思います。

保険年金課長 お答えいたします。

入間市の88.95パーセントは、西部11市で今データがあるのですが……

〔(95) という人あり〕

保険年金課長 失礼しました、88.50です。

〔(52) という人あり〕

保険年金課長 失礼しました。西部11市から申しますと、21年度は順位的には4番目でございます。ちなみに、20年度は6位でございます。率から申しますと、前年度対比から申しますと0.45ポイント

下がっているということで、四捨五入して5ポイント下がったということでございます。

金澤委員　ちょっと最初にお尋ねした県内での位置をお答えいただけなかったのですが、これについてもしわからなければ結構ですけども、入間市が頑張っている。他市では、かなり大きな工場を抱えているところとか、やっぱりその市の状況によってかなり落ちたところが多いのかなと。

その中で、やっぱり入間市は中小企業を中心とした自治体なので、そこで不況の波の影響が少なかったのかなというふうに拝察するのですが、そこでお尋ねしたいのですが、この現年度課税分については今回88.52パーセントでしたが、その加入員数によって91パーセントないしは92パーセントより現年課税分、収納率が下回っていると、県、国からの調整交付金、これが減額されるというペナルティーがあるというふうなことになっています。これについて、21年度の影響額、それについてお教えてください。

保険年金課長　平成21年度の減額は2,165万5,000円でございます。

〔何事か言う人あり〕

保険年金課長　失礼しました。訂正させていただいてよろしいでしょうか。

委員長　はい。

保険年金課長　今申しましたのは、医療分で2,165万5,000円です。それに後期支援金分につきましては940万4,000円、介護分につきましては393万円、合計いたしますと3,498万9,000円の減額でございます。

す。

金澤委員 その収納率が上がれば、1パーセント上がれば、約3億3,600万円ですか、これ入るわけですよ。そうすると、あと要するに2パーセント程度上がれば、さらにその減額分のペナルティーがなくなるということで、このあと1パーセント上げること自体が、それこそ0.1パーセント上げるだけでも大変なのに、あと2パーセントというと気が遠くなるような気持ちなのですけれども、これについて、例えばペナルティーを受けない基準、現年度課税の収入上回っている自治体の、何か参考になっている例とか、そんなような自治体を何か研究されているとかという実情はありますか。

保険年金課長 確かにこの保険の事業の根幹をなすものが保険税でございます。だから、どこの市町村も大変ご苦労されていらっしゃると思います。それで、うちのほうも各市町村のいろいろな会議等で、また県からのお話等を聞きますと、入間市は人口15万都市のクラスで、うちのほうの保険年金課自体が賦課と徴収両方持っているのです。それで、県内見ても、入間市とあと1市だけなのです。それで、どうしても収税部門のほうを専門的に収税課のほうに移管できればなということで、うちのほうもいろいろと考えておりました、それでそのことによって差し押さえとか、そういう高度な技術も一緒にできますので、平成24年度、今そういう形で企画部門のほうにお願いをしております。

それと、あとうちのほうで所得税の還付とか預金通帳の差し押

さえとか、そういうのは収税課のほうのいろいろな知恵を拝借いたしまして、それで一緒に相乗りという形で、とりあえずもう去年からもやっております。そういう形で、少しでも収納上がるように努力はしているのですが、そういう形で今行っております。

以上でございます。

金澤委員 組織の見直しも含めて収納率向上にご努力されているというのはわかりましたけれども、ちょっと端的にお聞きしたいのですが、15万都市の入間市と同等の自治体で、いわゆるペナルティーなしの収納率を上げている自治体の名前が挙げられるようであれば、ちょっと参考までにお聞きしたいのですが、ご存じでしょうか。

保険年金課長 平成21年度の市町村税徴収実績というのが県から来ているのですが、これの国民健康保険税におきましては、90パーセント以上という市は、飯能市だけが91.2パーセント、それ以下はすべてほとんどが80パーセントの後半でございます。

金澤委員 今、飯能市さんの名前が挙がりましたけれども、それは埼玉県の、県国保の話ですよね。これは当然国保は地域によって変わりますけれども、これはやっぱり全国に調査対象、視野を広げて、他の都道府県でもそのような先進的にご努力している例があれば参考にしていただきたいなというふうに思って、これは要望にとどめさせていただきます。これで1回切ります。

山本委員 先ほど来議論がある中で、基本的なことで申しわけないのですが、当市の標準的な保険税の水準、県内でどのぐらいの場所になるのでしょうか。八潮市あたりだと、かなり高いとかという

のをテレビで流れていたりもしていましたけれども、世帯の構成とかでさまざまあると思うのですが、標準的なところでどのぐらいの水準になっているのか、ご教示いただきたいと思います。

保険年金課長 保険税の県内における収納額というのは、最下位だと思います。一番低いと思っています。

山本委員 税率。

保険年金課長 税率につきましては、所得割、資産割、均等割、平等割というのがございます。それで、資産割につきましては40パーセントで、県内の市におきましては2番目に高いところです。一番高いところが45パーセントというところで鳩ヶ谷市。あとは40パーセントが4市でございます。その中に入間市が入っております。それで、低いところになりますと、10パーセント、20パーセント、30パーセント、35パーセントという段階でございます。

それと、所得割の率でございますが、まず医療部分につきましては5.5パーセント、所得割5.5パーセントでございます。これも県内におきましては、一番低い部類に入っております。日高が5.5、入間市、それから深谷が5.2でうちより若干低いという形でございます。ただし、後期高齢者支援分というのは、また別に新しくできました、平成20年度から。これにつきましては、所得割がでございます。これの所得割につきましては、入間市は1.5。ちなみに、1.5の市町村もあるのですが、高いところは2.6、2.4というところが見受けられます。

それから、介護納付金分につきましては、入間市が0.8、これ

も入間市は低い部類に入っております。他市におきましては、1.0から1.4、高いところになりますと、3.2というところもございます。

それと、今度平等割、均等割でございますが、まず均等割につきましては8,000円ということで、やはりこれも県内では一番低いほうの部類。平等割の1万2,000円がございますが、これにつきましては、低いところは1万円というところもございますが、1万2,000円で低い部類のほうに入っていると思います。

後期高齢者のほうにつきましては、均等割のみなのですが、3,000円ということで、ほとんどの市町村が大体1万円から7,000円ぐらいのところが多いような感じで見受けられます。

それから、介護納付金分についての均等割ですが、これは入間市1万円、これは最低のほうは3,000円から1万5,800円ぐらいまでの範囲でございます。入間市は、そのうち1万円という水準でございます。

以上でございます。

山本委員 保険財政の構造の部分にもつながってくると思うのですけれども、今伺いをして、資産割が若干よそより高いのを除けば、基本的にかなり安い水準の保険料になっているということを今ご答弁いただいたわけですが、これ裏返せば多分財政構造として、一般会計から相当入れていることで、この値段が維持されているというふうに解釈するべきなのだろうというふうに思うのです。

今の状況で、昨年との絡みで非常に特殊な要因があったということで、この点は特殊な事情だということで理解をさせていただくとして、今後のトレンドとしてこの保険料水準がどうなっていくのか、方向性というかね。というのは、一般会計からどんどん入れられるのであれば、この水準で維持できるかと思うのですけれども、財源に限りがあるとすれば、どこかで改定せざるを得ない時期が来るのかなという部分もちょっと心配になったりするのですけれども、その部分についてのご試算なりお考えなりがもしあれば、財政見通し含めてご協議いただければと思うのですけれども。

保険年金課長 確かに一般会計繰入金につきましては、限りが、限度がございます。今のところ14億5,000万円という形で新年度は組ませていただいたのですが、医療費の伸びに関連しまして、当然その医療費の伸びが全部がすべてそれに入るわけではないのですが、医療制度改革によりまして、その前期高齢者交付金等も年々ふえて入ってきていますし、そういう助けもございます。それと、あと医療費が伸びた分については、国のほうが半分補てんするという制度もまだ残っております。それから、共同事業の再保険制度等もございますので、いろいろな要因を加味しまして、これから注視していかなければならないとは思っております。それで、やはりそういった特に限度がございますので、そういう危険の水域にもう達していることは、確かにそれは否定できないと思っております。

それと、もう一つの考え方なのですが、ここで後期高齢者医療制度が、きょうの新聞にも載っていましたが、当然国保のほうに編入します。それが、平成25年をめどということで。その後期高齢者医療制度の前から、その国保の広域化という形でかなり話が進んでおりまして、それは後期高齢者の医療制度の新制度と一緒にに行えばいいのですが、それが1年ぐらいうずれる可能性もあるわけなのです。それで、その広域化というのは、県がするか、それとも広域連合というものをつくってやるかというのは、まだ明確になっておりませんが、県単位でいく方向性はほぼ決定しております。

そうすると、そのとき当然起こるのが、県内の各市町村の税率とか限度額とか、そういうものの県内統一を図る時期が来ます。それにつきましては、平成23、24年の間、ことしのとりあえず平成22年の12月までに、後期高齢者並びに広域連合等のあらましができると思うのですが、その準備期間として23、24につきましては、かなりその事務の多様化といいますか、それに向けての税の標準化等もその中に当然入ってきますし、収納率の問題も入ってきますし、医療の関係の保険事業の関係等も合わせるようになりますので、そういう関係も出てきます。その時期に、そういうのも見合わせいたしまして、考える時期が来ているのではないかなということで、今現在は思っております。

山本委員 おおむね長期的な方向性含めてご教示いただきました。これはもう他市さんが絡んでくる話だということで理解をさせていただ

きました。今の保険税の水準のことも考えると、なかなか厳しい面があるということで理解をさせていただきまして、医療費の伸びもありますし、いろいろ要因があるかと思うのですが、適切にやっていただければと思いますので、ここで一たんとどめます。

安道委員 今のと関連してなのですけれども、広域化で、今県単位でもう実際は進む方向になるというふうなお話がありましたけれども、新聞等でも報道されていると、保険料が大きく引き上がっていくというふうなことが前提として示されているようです。そうなってくると、一般会計から繰り出して、今まで何とかもってきたわけですよね、国保会計については。県単位となれば、自治体からの一般会計というのは投入できなくなるということで、結局受益者負担になってくるとい方向性になってくるのだろうというふうに思うわけです。

自治体として、こういった今払えない人がいて、こういうふうな収納向上にも努めているけれども、実態として今の保険税では払えないという実態があるにもかかわらず、さらに負担増になるような医療改革になってくるといことが示されていることに対して、自治体としてはやっぱり市民生活、医療を守るというふうな方向で、何らかのアクション出していくというふうなこと、今ならできないのではないのかなというふうに思うわけです。その点では、自治体としてそういった方向で、国や県に対してやっぱり要望も出していったいいのではないかと、制度が大きく改編するのであれば。そういった検討というのは、今されているのでしょ

うか。

保険年金課長 都道府県に、国保連合会というのがございます、各市町村で。それで、やはり委員さんが言ったように、一番危惧している点が、今まで以上に各市町村の保険者が税金を投入することはもうできないということが、まず第1なのです。

それで、9月でしたか、国保連合会を通じまして、厚労省のほうにまず2点要望したのです。1点は、早目にその保険者を県にするか広域連合にするか明確にしてほしいというのが1点。それと、もう一点が、これ以上各市町村の一般会計の財源はもう難しいので、これ以上の各保険者の負担は求めない制度にしてほしいということを確認させていただきたいということで要望は出しております。それで今は、これからその広域化に向かったの策定の、広域化等支援方針の策定というのを県が12月末までに、全国の各都道府県がつくることになっているのです。そういう動向でございますので、そういうのもこれから十分よく見ていく必要があるし、また意見があればそういう機会、連合会を通じてお話をしていきたいとは思っております。

委員長 安道委員、決算審査の目的に絞って質疑してください。

安道委員 そう言われても、すごく市民のまさに今の実態から、先々も関連していると私はとらえています。

委員長 いや。

安道委員 でも、この実態から、そういう制度変更が今示されているということについては、自治体としてやっぱり国や県に対して、こう

いうことは国が責任持てということをもっとアピールして、私はいいのだと思うのですよね。

委員長　それについて、答弁をお願いします。

〔(質問じゃない) と言う人あり〕

委員長　質問ではなかったの、今の。

野口委員　私は、保険税で一番気になっているのは限度額なのです。つまり、今の税率とか資産割とかいじくと、心配されているように低所得者も上がるし中間層も上がると。今限度額は、入間市はたしかちょっと低いのですよね。そういった関係で、その限度額をいっばいにすれば、入間市ってどのぐらい税金は上がるのかとか、そういった計算も各県で多分やられると思うのですよ、これから税金の関係で。入間市では、そういった関係で、現状の税率を前提に限度額を上げたらどのぐらい上がるかという計算はしたことありますか。

保険年金課長　前もある議員さんのほうから、そういうことをちょっと言われたことあるのですが、一応うちのほうで試算したところ、平成21年4月現在の法定限度額で、医療給付分については41万円、法定限度額が47万円なのです。それと、後期高齢者支援金分が11万円に対し法定は12万円、1万円高いのですね。それと、介護納付金分につきましては、7万円が10万円でございます。それで、介護納付金というのは40歳から65歳までの方対象ですから、この医療分と後期支援金分のほうを法定限度額まで目いっぱい上げると、約8,800万円ぐらいでございます。

野口委員 わかりました。参考になりました。

金澤委員 まず、歳入まだ終わっていないので、歳入させていただきたいのですけれども、決算書の219ページ、雑入があります。この雑入の主な支出項目の内訳をお教えてください。

保険年金課長 収入済額が356万2,722円についての内訳を申し上げます。
これにつきましては……

金澤委員 主なやつ。

保険年金課長 主なやつ、はい。一番大きいのが指定公費ということで、これは国保連合会から入ってきたものなのですが、現在70歳から74歳までにつきましては、国の要綱によりまして、本来2割一部負担金が1割に減額されております。それは国が補てんするものがございますので、その分が328万261円入ってきております。

金澤委員 356万円のうち328万円が補てん分ということで、了承いたしました。

続けていいですか。報告書の217ページになります。217ページから219ページまで、一般及び退職者に対する被保険者の療養給付費なのですが、評価の欄でレセプト点検の実施により適正に支出することができたということで、これは委託分も含めて病院から連合会を経由してくるレセプトを、内容をチェック、精査して、これはちょっと違うのではないかというようなことで、また返して、最終的にそれが無駄、余計な支出ですか、が抑えられるという評価になっているわけなのですけれども、これ具体的に金額はそれぞれちょっと明示されていないのですけれども、それについて

てはどうなっているのでしょうか。件数と金額についてお教えください。

保険年金課長 まず、退職被保険者分についてお答えいたします。まず1点が、資格点検調査によるものとしたしまして、金額的に41万1,000円、枚数が48枚でございます。退職の分だけですよね。

〔(全部でしょう) という人あり〕

保険年金課長 一般もすべて入れてですか、失礼しました。そうしますと、合計で3,686枚で3,986万3,000円でございます。

金澤委員 今のはあれですか、資格審査だけですか。調剤も含めて全部と考えるとよろしいですか。

保険年金課長 内容点検も含めた金額でございます。

金澤委員 約3,686枚の中で、約4,000万円の余計な支出が抑えられたということで、確かにレセプトの委託料、あと自分の入間市で契約している経費から考えると、費用対効果が大きいというのは理解いたしました。

そこで、お尋ねしたいのですが、この3,686枚が、レセプトのチェックの結果、支出を抑えたということで、これについて病院、医院ごとに、ちょっとこの医院は多いのではないかとか、ちょっと突出しているねとかというものを、要するに取り扱い枚数当たりのレセプトによるチェック割合ですか、ひっかかった割合の高い医院に対して、それはちゃんと把握されていて、なおかつきちんと是正指導等をされているのかどうか。その実態についてお伺いいたします。

保険年金課長 その返戻した、当然病院というのは返戻していますからわかりますので、その集計自体はしていないのですが、ただどういう理由で返戻ですよということで、その医院のほうにはレセプトを返して、それで間違いなどを是正していただいているという形でございます。今委員さんがおっしゃいましたように、市内なり市外なり、医院さんのどこが何件で多いとか、そういう把握の集計というのはしていないのが実態でございます。

金澤委員 今のご答弁の中で、もうちょっとはっきりしなかったのが、要するにレセプトチェックをするためにも結構な経費かかっているわけです。本来であれば、病院、医院さんがきちんと医療事務のレセプト業務をやっていたら、そのチェックの費用は払わなくて済むお金なのです。だけれども、やっぱり医療事務のほうも、いろんな基準額の見直しとか含めて法改正あたりするので、過誤納含めていろいろあるとは思うのですけれども、今お話の中では、要するにちょっと頻発して突出して多い、そのレセプトにひっかかる、チェックにひっかかる医院さんを把握していないということは、結局はきちんとやってくださいという是正指導もできないわけですね。それで、そういう理解でいいわけですか。

保険年金課長 失礼しました。その医院さんの違う是正については、うちのほうの職員がその病院関係に随時連絡して是正というか、そういうことでお願いはしているということで、事務上は行っているということです。どうも済みませんでした。

金澤委員 それを、今是正指導していただいているということを知って安

心いたしました。

重ねてお聞きしますけれども、そのレセプト点検のチェックによる金額と件数ですよね。先ほど聞いた3,686枚と、約4,000万円。このレセプトチェックの返戻分というのは、枚数、金額ともに減少している、つまりその是正指導が効果を上げていると考えてよろしいですか。

保険年金課長 その件については、是正された効果が即出たかどうかというのはわからないのが実情なのです。それで、各病院も事務員とか、そういう計算する方がかわったりしているので、今後どういう病院でどういうふうには是正したとか、そういうのをうちのほうで後資料として残るような何かいいことをちょっと研究させていただいて、今後役立てていきたいと思っております。

金澤委員 これについては、しっかりと追跡調査をしていただいて、せっかくのレセプトチェックに対する支出が無駄にならないような効果的な対策をお願いしたいと思います。

最後、1つになりました。報告書の223、224ページになります。特定健康診査等事業費で、これは法改正により、例のメタボリックシンドロームの関係で平成20年度から医療制度改革行われたわけなのですが、今回取り上げたいのは特定健康診査の受診率です。これについては、平成25年3月まで65パーセントを目標としているということなのですが、実態として見れば、その特定健診の受診率は平成20年度で27パーセント、21年度では若干ですが、上がって28パーセントという形になっています。これについて、まず

はどのような評価をなされているのか。その点についてお伺いしたいと思います。

保険年金課長 まず、評価ですが、思った以上、この受診率の向上につながっていないということが実感でございます。

それと、あと県内で比較いたしますと、入間市は特定健診については真ん中より若干上、保健指導については上位のほうに入っているのが21年度の実績でございます。

金澤委員 ちょっとこの特定健康診査については、その内容がいろいろと、これは本当に大丈夫なのかということで、問題なのではないかという、そういういろいろと批判されているのも事実なのですけれども、最終的にはやっぱり市民の健康づくりが、予防ということで医療費の抑制につながるという前提でお話しさせていただきたいのですが、事前にお聞きしたところでは、入間市含めて大体この特定健診の受診率28パーセント前後というのは、これはもう標準的だというようなお話は聞いているのですが、この近隣市で所沢市だけが、ずば抜けて46.9パーセントも達成していると。本当にずば抜けているわけです。断トツの第1位なのですが、これは所沢市さんでいろいろな施策が功を奏しているというふうに理解しているのですけれども、その点入間市として何か参考にされるような事柄があるのか。あるのであれば、お伺いしたいと思います。

保険年金課長 うちの担当も、所沢が本当に県内で突出して高いのですよね。それで、いろいろ伺いに行ったりして聞いております。それ

で、まず一番初め違うのが、うちのほうの保険年金課の事務分掌としてございますが、所沢は健康福祉センター、その保健事業のほうが中心的になって行っている点が、まず違う大きな点でございます。これも将来的には、入間市も健康福祉センターのほうで特定健診、保健指導を一体的にやっていただきたいなということは思っております。

それで、特に所沢ですごいところは、いろいろな各J Aとか青年会議所とか、それから各団体を、そういう特定健康診査の専門の団体を幾つも抱え、なおかつ大学の、早稲田大学がございまして、早稲田大学のほうの知恵もおかりして、それでネットワーク的なものをつくって、それで受診率向上に力を入れているということになっております。それで、うちのほうもそういうのを参考にして、もっともっと市民に周知していく必要があると思っております。

それで、今申しました特定健診については28パーセントですが、この特定健診はその前までは、19年度までは入間市の基本健診という形で行っておりました。基本健診は、病気の早期発見ということでございます。ただ、その国保の被保険者の40歳から74歳までの方がどの程度受けていたかというデータを20年度当初に出したわけなのですが、そうすると18.7パーセントぐらいで、かなり低い状況でございます。ということは、入間市の市民の意識自体がもともと低い。それを引き上げることについては、やはり周知徹底をすることと、あとそういういろいろな機関を使って、それ

で盛り上げていかなければいけないと思っております。

金澤委員 おっしゃることは、すごい所沢市を参考に勉強していただいているというのはよくわかりました。そのような意味で、このような特定健診の分野でも、やっぱり市民団体との協働というのが大事だということも理解いたしましたので、今後健康福祉センターへの権限移譲ですか、役割分担の改革も含めて、今後ご努力していただきたいというふうに思います。

以上です。

委員長 ほかに質疑ございますか。
ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これで議案第89号 平成21年度入間市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終結いたします。

なお、討論、採決は、水道事業会計の質疑が終了するまで保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、議案第90号 平成21年度入間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行います。

高齢者福祉課長に説明を求めます。

高齢者福祉課長 平成21年度の老人保健特別会計歳入歳出決算について、概要の説明を申し上げます。

歳入歳出決算事項別明細書は244ページから251ページ、決算報告書では227ページから232ページになります。

老人保健制度につきましては、平成20年度から後期高齢者医療制度に移行されたため、平成21年度は前年度を下回る決算額となり、歳入総額は3億5,621万9,853円、歳出総額は3億3,670万5,048円で、歳入歳出差引額は1,951万4,805円の黒字となりました。歳出の主なものは医療給付費で、月おくれの請求の支払い等になっております。なお、平成20年度の医療費の請求は、当初見込んでいた金額よりも大幅に少なくなりましたが、年度途中での減額の変更申請ができないため、既に交付された国県負担金の超過額として、款3諸支出金、項1、目1償還金、大事業、過年度分償還金2億105万7,341円を返還いたしました。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入歳出一括して質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これで議案第90号 平成21年度入間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終結いたします。

なお、討論、採決は、水道事業会計の質疑が終了するまで保留いたします。

次に、議案第91号 平成21年度入間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行います。

高齢者福祉課長に説明を求めます。

高齢者福祉課長 続きまして、後期高齢者医療の関係につきましてご説明申し上げます。

平成21年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について概要を申し上げます。歳入歳出決算事項別明細書は258ページから267ページ、決算報告書では233ページから234ページになります。

後期高齢者医療制度がスタートし2年目となり、制度が市民に徐々に理解されてきたこともあり、おおむね順調に執行することができました。市町村は、保険料の収納事務及び各種申請等の受付業務を現在も行っております。

平成21年度の決算状況は、歳入総額が10億8,800万2,494円で、歳出総額は10億7,804万6,160円となり、歳入歳出差引額は995万6,334円の黒字となりました。

歳入決算事項別明細書の258ページ、259ページをお開きください。まず、歳入ですが、款1、項1後期高齢者医療保険料は8億7,395万8,800円の収入であり、還付未済額の調整後の収納率で98.33パーセントとなりました。なお、普通徴収現年度分の収納率は98.01パーセントとなります。

次に、262ページ、263ページをお開きください。款6国庫支出

金、項2 国庫補助金、目1 高齢者医療制度補助金、節1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金1,354万5,000円は、歳出にも関係いたしますが、平成21年度に国が行った保険料軽減対策等に係るシステム改修の補助金で、平成20年度内に事業完了が見込めないため、繰越明許を行ったものでございます。

次に、歳出でございますが、264ページ、265ページをお開きください。款2、項1、目1 後期高齢者医療広域連合納付金の大事業、広域連合納付金10億2,455万3,006円は、保険料と納付金8億7,547万1,350円、保険基盤安定負担金1億2,731万326円、事務費負担金2,177万1,330円の合計額を後期高齢者医療広域連合に納付したものでございます。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入歳出一括して質疑を願います。

吉澤委員 報告書の233ページに収納の状況書いてあるかと思いますが、これで未納者の実態というのはどのように把握されているのでしょうか。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

未納者といいますか、滞納者の数なのですが、合計で182名ということになっております。

以上でございます。

吉澤委員 その方の182人の生活実態はどのように把握されているのかお聞

きします。

高齢者福祉課長 生活実態と申し上げますか、一応所得階層という形でお答え申し上げたいと思います。

所得が182名の全体の中の、まず全く所得がない方、こちらが90名、それから1円から33万円、こちらの方が11名、それから33万円から50万円までの方が6名、それから50万円から100万円までの方が21名、それから100万円から200万円までの方が28名、200万円から300万円までの方が7名、300万円以上の方が19名、合わせて182名でございます。

吉澤委員 所得がない人も90人、その中でいらっしゃるということなのですが、当然業務として催告等をするのかなと思うのですが、その中で例えばその方の生活実態を、例えば相談なりを受けているのかどうか、市役所として。ちょっとその辺の実態をもう少しお聞かせください。

高齢者福祉課長 実態ということでございますけれども、滞納のある方という方につきましては、もちろん窓口の相談も含めて行っているわけでございますけれども、特に状況を把握しますと、例えば市民税等のほかの税も納めていない方、そういう方も多いという実態がございますし、またそういう方につきましても分納とか、そういう形のお願いもさせていただいております、そういう形で何とか納めていただくという努力をさせていただいております。

個々に事情がいろいろございますし、なかなかその実態に即し

て、ご相談をいただいた中で、とりあえず短期証等も発行はいたしておりませんし、先ほどお話ししたとおり分納等で何とか対応をお願いしたいということで相談と、それから職員のほうで定期的に自宅のほうに訪問して、納められるかどうか確認をさせていただきながら行っているような、そんなような状態でございます。

吉澤委員 わかりました。今のご答弁の中で短期証も発行していないということで、恐らく低所得者の人に関しては、やはりその生活実態に即して、後期高齢者の制度の中では資格証の発行とか短期保険証の発行というものもあるけれども、入間市としては発行しないで対応しているということでわかりましたが、実際にその短期保険証や資格証の発行の県内の状況など、もし全体でわかれば教えてください。

高齢者福祉課長 広域連合からの連絡によりますと、21年度につきましては70市町村が入っていますけれども、件数はゼロということで聞いております。今の関係は資格証の関係です。よろしく申し上げます。

吉澤委員 済みません、では短期証のほうはわかりますでしょうか。

高齢者福祉課長 申しわけございません。データのほうはまだ来ておりませんので、ちょっとお答え申し上げられないのですが。

吉澤委員 続けてよろしいですか。

委員長 はい、どうぞ。

吉澤委員 あと、制度の改正で特別徴収から口座振替に変更になった方は

どのくらいいらっしゃるでしょうか。もしその方の、その変更した理由などわかれば教えてください。

高齢者福祉課長 ちょっと申しわけないのですが、数字は今ここにちょっと手元にないのでお答えできません。申しわけございません。

吉澤委員 あと済みません、この後期高齢者で75歳以上は当然加入されますけれども、65歳以上で一定の障害がある方は、実際にどのくらい加入されているのかどうかと、あと65歳になって障害を持って対象になる方に多分お知らせなどもしているのかもしれませんが、当然例えば国保に加入している方だったら、その後期高齢者とどっち選ぼうかというところで多分悩むかと思うのですけれども、その辺の対応についてお聞かせください。

高齢者福祉課長 ことしの9月のデータなのですけれども、65歳から69歳までの方が52名、それから70歳から74歳の方が105名ということになっております。

あともう一点の関係につきましては、相談があれば保険料等も比較をさせていただいて、相談に乗っているという状況でございます。

委員長 よろしいですか。

吉澤委員 はい。

委員長 ほかに質疑ございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これで議案第91号 平成21年度入間市後期高齢者医療特別会計

歳入歳出決算認定についての質疑を終結いたします。

なお、討論、採決は、水道事業会計の質疑が終了するまで保留いたします。

次に、議案第92号 平成21年度入間市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行います。

高齢者福祉課長に説明を求めます。

高齢者福祉課長 介護保険の関係なのですが、平成21年度の介護保険特別会計歳入歳出決算について概要の説明を申し上げます。

歳入歳出決算事項別明細書は274ページから295ページになります。決算報告書では235ページから247ページになります。

平成21年度の決算状況につきましては、歳入総額58億9,609万8,788円で、歳出総額は56億3,800万4,690円となり、歳入歳出差引額は2億5,809万4,098円の黒字となりました。

平成22年3月末の要介護、要支援認定者の数でございますが、4,030人で、前年度と比較いたしますと210人、率にして5.50パーセントの増となっております。

なお、居宅サービスの利用状況については、支給限度額に対し58.28パーセントで、前年度と比較して0.57パーセントの微増となっております。

介護予防事業につきましては、特定高齢者介護予防事業を19コース、延べ210回実施し、参加者、修了者数は234人となりました。一般高齢者介護予防事業につきましては、延べ224回実施し、5,011人の参加をいただきました。また、特定高齢者介護予防事

業修了者を対象としたフォロー事業は、市内の社会福祉法人、歯科医師会、ボランティア団体の協力をいただきまして実施いたしました。回数は、延べ137回、2,024人の参加をいただき、介護予防を推進することができました。

次に、歳入決算事項別明細書の280ページ、281ページをお開きください。款7繰入金、項2基盤繰入金、目3介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金の3,492万5,037円は、国が介護従事者の処遇改善を図るため、平成21年度の介護報酬を3パーセント引き上げ改定し、介護保険料の上昇を抑制するための財政措置として交付金が交付されたことにより、平成21年3月に介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置し、その基金から繰り入れを行ったものでございます。

次に、歳出決算事項別明細書の290ページ、291ページをお開きください。款5地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費、目2総合相談事業費1億6,244万2,555円は、前年度対比5,331万1,615円の増額となっておりますが、これは地域包括支援センターを新たに3カ所設置し、9カ所としたことによるものです。地域包括支援センターの増設により、地域で暮らす高齢者にとってより身近な総合窓口となり、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的な相談・支援が図られたものと考えております。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

歳入歳出一括して質疑を願います。

安道委員　報告書のほうになりますけれども、総括のところなのですが、居宅介護サービスの利用状況は、支給限度額に対して58.28パーセントの利用率と。前年度対比でいうと0.57パーセントの微増になっているということで、若干増加してきている傾向というふうなことで示されているのですけれども、この利用率から見ますと、決して高い利用率ともいえないのではないかというふうに思っているのですけれども、この利用状況についてはどのようにとらえているのか。いかがでしょうか。

高齢者福祉課長　お答え申し上げます。

今お話があったとおり、決して高いとは数字的には思いませんけれども、ただ例えばこの利用も限度額をいっぱいに使われている方、そういう方の例えば数を見ても94人ということで、これ全体で2,125の方が利用されているのですけれども、その一部の方が満杯を使ってサービスを受けられているという状況でございまして、今後、今微増ということになっておりますけれども、しばらくは同じような数字で推移していくのかなというふうに思っておりますけれども、ただ高齢化率がこの5年間で、埼玉県は特になのですけれども、非常に早いスピードで高齢化率が高くなるという実態もございまして、そういうことを考えますと、この利用率も若干今の数字よりか上がっていくのではないかと、そのように考えております。

安道委員 そうしますと、この微増分は自然増といたしますか、そういったとらえ方になるのかなと。先ほど2,125人中94人が満杯で使っていると、利用しているという状況というふうなことになりますから、やはり目いっぱい使える状況というのはなかなか厳しいのだらうというふうに思えるわけですが、これが十分使い切れていない要因というのはどんなところにあるというふうにとらえていますでしょうか。

高齢者福祉課長 今のことは、個人によってもやっぱり違いますけれども、その必要とするサービス、このメニューについてもそうですし、また利用者のアンケートとか、そういうものを聞いてみたところでも、やはり現在のところで家族の支援ももちろんございますけれども、そういう面である程度間に合っていると。現段階では、そういう方も非常に多くいらっしゃるということを知っておりますので、今後はその度合いがもっとサービスのほうに移るかなということは考えますけれども、現在は足りているという方も非常に多いですので、そういう状態でうちのほうはとらえております。

以上でございます。

安道委員 確かにそういう方も、家族の協力で支えていただいている状況もきっとあるのだらうと思うのですが、いずれにしましても利用したくてもできないという状況がないように、そういった声を聞くアンケート等で把握して対応していくというふうな、そういったとらえ方でよろしいのでしょうか。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

24年に、また高齢者の保健福祉計画のほうが、新しくなるというか、そういうのがございますので、前回もそうだったのですが、アンケート等でそういう声を一応把握しながら、また施策のほうに反映できればなというふうに考えております。

安道委員 今回の件はわかりました。

金澤委員 報告書の238ページです。介護サービス給付費負担金なのですが、先ほど最初の説明でもあったように、介護報酬の改定約3パーセントが行われたということですが、実際には資格要件等いろいろあって、本当にその介護従事者の全員に行き渡ったわけではないというのは理解しているのですけれども、この点について、実際介護報酬の改定がきちんと本当に介護従事者の給与に反映されているかどうか、その実態と今後の検証についてお伺いしたいと思います。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

今お話があったとおり、介護従事者の実際に給与のほうに反映されているかどうかというものを、実はアンケート調査で一応把握はしたのですが、ただ金額も含めてなかなか企業秘密というところもございまして、大まかな数字で、例えば1万円から1万5,000円とか、そういう単位で一応アンケートを出したのですが、その結果によりますと、確かに上がっているというのはあるのですけれども、それも大体1万円以内ぐらいで、この市内の事業所ですけれども、そういう形で推移されておりますので、中には全

く反映されなかったというところも実際はございますので、その辺を、趣旨からいえば当然反映していただくということで考えておりますけれども、やはり採算性等も含めて、その法人によって事情が違いまして、その辺を努力はしているのだけれども、今回ちょっと若干無理かなという方も、法人の方もいらっしゃいますし、ただ皆さんこのことにつきまして前向きにとらえていただいておりますので、いただいたものがすべて反映されているとはちょっと私も感じてはおりませんが、介護の分野は非常に大変な業務に見合う金額が保障されていないみたいな部分も報道等でございますので、そういうものも含めて今後機会があるところをとらえまして、例えば施設長会議とか、実際そういう会議にも出させていただいておりますので、そういう場所を通じてそういうお話もしていきたいというふうに考えております。

金澤委員 その報酬の反映の仕方については、やっぱり基本的に人件費が圧迫して、もう既に圧迫していて赤字財政の施設については、その赤字をまだ補てんするまでもない報酬の改定で、なかなか給与に、上積みに反映できないという実態はあるというのはお聞きしているのですけれども、やはり介護で働く人の、本当に離職率の高さからいっても、これは何とかしっかりと、施設長会議等の、今お話承りましたので、その点については今後も継続して、やっぱりしっかりと処遇改善にご努力いただきたいというふうに思います。

以上です。

安道委員 今回のページのところと関連しますけれども、特別養護老人ホームの件ですけれども、22年3月末現在で425人というふうなことで、昨年と比べて79人減少していますというふうに、この評価の欄では出ているわけですが、いずれにしてもなかなか厳しい現状であるというふうに思います。

入所を希望していても、あきが出るまで待つという状況が常時続いているという実態だと思うのですが、どの程度これは待つのでしょうか。

高齢者福祉課長 その希望される施設によっても大分事情が違いますが、長い方では24カ月ということですから2年ぐらいですかね、そういうことがあります。あともう一点は、短いところでも3カ月ぐらいは最低待っていただいているという話は聞いておりますけれども、その優先順位が個々に施設によってございまして、例えば介護度が高い方とか、家族の構成で例えばひとり世帯とか、そういうものによって優先順位も変わってきますし、その順番が、例えば20番だったものが後退することも実はあるわけなのです。ですから、そういうもので非常にばらつきがございまして、ちょっと一概には申し上げられないのですが、そういう部分については、今後も施設については検討する必要があるのかなというふうに思っております。

安道委員 慢性的に待ち状況が続いているということで、担当されている方も苦慮をしているのだと思うのです。やっぱりこの当事者の方々にとっては、長年保険料を納めてきて、いざ利用しようという

ときになって待ち状況と。これはどうしたことだというふうな声も当然に出ている状況だと思うのです。今もありましたけれども、施設のことは当然に建設の計画といたしますか、具体的にこれは進めざるを得ない実態があるかと思うのですが、この点はどのようになっていますでしょうか。

高齢者福祉課長 今お話があったとおり、非常に待機者も多いという部分もございますけれども、特に特別養護老人ホームの建設につきましては、21年から23年度では建設はないのですが、24年からの建設のほうにつきましては、もちろん高齢者福祉審議会等でまた議論していただくような形になりますけれども、基本的には足りないということは認識しておりますので、それも踏まえて市のほうとしても前向きには検討したいと思います。

ただ、ご存じのとおり保険料に当然反映されるものでございますので、その辺については慎重にやはりやっていかななくてはいけないと思っております。

安道委員 わかりました。

山本委員 今の関連でちょっとお伺いしたいのですけれども、現状425人の方待機になっておられて、これなかなかあくのって難しいのかなという認識を持って今お話をお伺いしていたのですけれども、現状の、先ほどご答弁あったとおり、今の第4期の介護保険事業計画の中では、これ施設系の整備は利用見込み料の増加が見込めないから行わないとうことで明記されていますよね。

その後の話ということで、今ご答弁いただいたというふうに認

識をするのですけれども、そこで1点だけお伺いしたいのですが、第4期の保険料については、これ前の期から同額で引き継いでいますよね。今の決算報告書の235ページの総括のところの一番後ろの部分では、高齢化の進展もあって、サービスの利用増加が見込まれ、財政状況は厳しいというご認識をお持ちになっているということがあります。今後の保険料水準に恐らく施設整備をのつけたことで動くのかなという認識を持たざるを得ないところあるのですけれども、今後の財政的な見通しという部分で、その方向性、今ご答弁あった部分についてご検討される場合にあって、どう動いていくというふうなご認識をお持ちなのか、お考えをお示しいただければと思います。

高齢者福祉課長 今お話があったとおり、財政的には非常に厳しい財政運営を強いられているわけでございますけれども、施設につきましては先ほどもご答弁申し上げたとおり、人数的にも待機者が、非常に限界に近づいているかなという認識もございますし、例えば100床の特別養護老人ホームを建設いたしますと、それにかかわる費用、年間に2億3,000万円ぐらい一応かかるということがありまして、保険料に換算すれば月額51円上がるという試算が一応ございます。

そういうことも考えますと、今回は同額で保険料も何とか乗り切れたわけですけれども、幸いにして余剰金といったら変なのですけれども、準備基金のほうの残高が若干ございますし、そういうものも含めれば、当面は、上昇は今後の給付費の伸びも含めて

当然見込まれてきますが、そういうものも含めてトータルで考えれば、仮に上がったとしてもそんなに大幅な金額ではないのかなと今は思っておりますが、ただこういうものも、特に施設については100床というのを先ほど例で申し上げましたけれども、広域的なバランスもありまして、この西部地区内に何カ所設置するとか、県単位で、県の計画でこれは決めるものなので、そういう影響も少なからず受けますので、そういうことを考えれば総合的に判断をしていかないといけないのかなと思っておりますけれども、なるべく保険料に係ることなので、これも慎重に考えて、推移を見ながらやっていきたいなというふうに考えております。

金澤委員 報告書の241、242ページ、埼玉県国保団体連合会に対する審査支払い委託料なのですが、あくまでサービス給付に、支払いに係る審査及び支払い事務を委託しているということで、支払い事務を委託するのは、これ当然だと思うのですが、このサービスの審査、給付に関する審査の状況について現状をお聞かせください。

高齢者福祉課長 今のお話の審査の関係なのですが、審査の関係につきましては、1件90円30銭という金額で行っておりまして、これは委託は国民健康保険団体連合会のほうへ委託をさせていただいておりますけれども、この単価につきましては、今申し上げた単価につきましては、ここ数年は変わっていない状況でございまして、ここに書かれておる件数の審査をいたしました。そんなような状況になっております。

〔(内容はどうなんでしょう) と言う人

あり]

高齢者福祉課長 済みません、個々の内容については、ちょっとうちのほうは把握していないのでお答えできません。申しわけございません。

金澤委員 ちょっと把握していないということ自体あり得ないと思うのですけれども、800万円近いお金、750万円ですか、お金支出しておいて、その審査の内容がわからないということはないのではないのですか。これ大至急調べて答弁してください。

高齢者福祉課長 申しわけございませんでした。これはサービス事業者からの請求が上がってきたものを審査をするということになっておりますので、個々の案件についてはサービス事業所のほうに確認しなくてはいけないのかなと思っておりますけれども、それを審査するのが、先ほどお話ししたとおり埼玉県国民健康保険団体連合会のほうに委託をするという形になっておりまして、その個々の案件をうちのほうでチェックはやっておりませんので、今後そういう形で介護事業所のほうに確認をする等、また国保連のほうに確認をする等のことをして実態把握に努めていきたいというふうに思っておりますので、ご了解いただきたいと思います。

金澤委員 国民健康保険のほうについても、先ほどの決算特別委員会の中できちんとお話を伺ったところ、自分のところでレセプトチェックやっているけれども、審査内容、結果ですね、返戻の状況については各医院にきちんと是正指導もお願いしているというようなご答弁いただいているわけです。それに比較して、ちょっと

介護保険については、いささか意識足りないのかなというような思いも持ちました。今年度もたしか他の自治体のサービス事業者でありますけれども、サービス内容、請求内容について問題があるということで、たしか処分があったというふうに思うのです。新聞報道でもいろいろと、介護サービス事業者の不正受給の問題等で資格停止等も、東京都では結構盛んに行われています。そういう意味では、入間市としてもこれだけのお金を払っているわけですから、その結果はしっかりと検証する必要があると思いますので、国保連のほうに問い合わせればすぐわかる話ですから、これは今回の特別委員会中に、その内容をペーパーで出していたくように、ちょっと委員長にお取り計らいをお願いしたいのですけれども。

委員長 そのように請求いたします、委員会といたしまして。

何か高齢者福祉課長、答弁することありますか。

高齢者福祉課長 答弁はございません。

安道委員 報告書237ページのところの介護認定審査会費に関連するところなのですけれども、ここで評価のところでは要介護等認定申請から認定までの平均日数は39日というふうなことであります。増加傾向にあるというふうなことでも述べられておるわけなのですけれども、平均日数39日間かかるというふうなことについての、これは要因はどんなところにあるのでしょうか。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

審査の日数がかかるという要因でございますけれども、一番多

い例が、主治医の意見書をいただくわけなのですが、こちらのほうの返送のおくれがまず一番の原因でございまして、これにつきましては定期的に確認の文書を送るとともに、随時電話で催促をしているわけなのですが、その診療機関の状況とか、また主治医の方の出勤状況とか、そういうものによって、週に1回しか来ないとか、そういう方もございますので、それが一番多い理由でございまして。

また、申請者が、申請対象者が医療機関のほうにまだ受診をされないので手続がおくれてしまうという部分もございまして、その辺は本人にお話しして、早く受診していただきたいというようなこともお話をしているところでございます。

大体その2点が主な要因でございまして。

安道委員 そうしますと、短縮できる方法という、お医者さんの関係が一番大きいということになるわけですね。協力要請という点ではなかなか厳しい点もあるかと思っておりますけれども、改善としてはどんな点考えられますでしょうか。

高齢者福祉課長 改善という、直にはつながらない場合もございましてけれども、介護認定審査会の委員さんは、ほとんどお医者さんを初め介護に携わる専門員の方で構成されておりますけれども、そういう方を通じてお話をさせていただくとか、そういうことも今後やっていきたいと思っております。今までも遅いという原因は承知しておりますので、お話をさせていただいておるわけですが、なかなか相手があることなので、これは非常に難しいのですが、そ

ういう機会をとらえて何とか早く審査ができるように、今後また別の方法でも何とかできるように研究をしていきたいというふうに考えております。

安道委員 この介護申請される方は、もう一日でも早く介護サービス受けたいというふうなことで介護申請するわけですので、そういった点ではやっぱり39日はいかんせん長いなという気がします。本来ですと2週間程度でというふうな、何かそういった基準があったかと思うのですが、この点はどうなっていましたでしょうか。

高齢者福祉課長 期日については30日になっていますけれども、1点今お話があったとおり、早急にサービスを利用したい方につきましては、要介護認定の暫定的な利用ができることに、認定結果が出るまでできることになっておりますので、そういう利用をお話をさせていただいてやっておりますので、そういう意味ではおくれが直接サービスの影響には余り影響していないのかなと、そのように考えております。

安道委員 では、現状としてはそういった対応策をとって、実態に応じてサービスが受けられるような措置をしているというふうなことですね。はい、わかりました。

地域包括支援センターのことでお聞きしたいと思います。平成21年度には6カ所から9カ所に拡大されて、地域でのそういう支援をより充実させていく方向で進められたというふうなことではよかったかと思っています。相談件数、ケアマネジメント支援件数とも増加していると、そういった中で増加しているわけですね。

れども、さらに地域における役割が重要になってくるかと思えます。その職員の配置については、当初から今日まででどのように推移してきているのか。また、今後の職員配置の見通しについてはどのように考えているのか。その点だけお願いします。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

地域包括支援センターにつきましては、その前に在宅支援センターから移行されたという経過もございますけれども、基本的には3職種の3名を中心として業務を行っているわけでございますけれども、現在のところ宮寺と、それから金子を除いて、高齢者人口の関係がございますので、そこは人数が少ないわけですが、ただ非常に業務が今後もふえますし、そういうこともございますので、昨年度から3名体制を4人にして、2名のところは3名という形で対応させていただいております。

今後の推移なのですが、入間市はおかげさまで9カ所を、一応各地域に1カ所という形で整備ができましたので、そういう意味では今後地域包括支援センターが、また設置がふえるとか、そういうことは多分しばらくの間ないのかなというふうに思っておりますので、ただ今回も今年度にこれからスタートする問題なのですが、在宅介護医療ネットワークとか高齢者等の見守りを主とするネットワークの関係についても、地域包括支援センターが核となって行っていくわけですから、そういう意味では事務量も当然のごとく、対象者も当然ふえますけれども、そういうものもふえてくるのかなというふうに考えておりますので、その

状況をよく把握しながら、人員についてはまたよく検討して、対応できるようにやっていきたいというふうに思っております。

安道委員 そうしますと、利用状況を見て、当然に加配していくというふうなことも検討していますというふうに受けとめてよろしいのでしょうか。

高齢者福祉課長 今お話ししたとおり、そのような形で検討していきたいと思っております。

永澤委員 今の地域包括支援センターのことで、ちょっと関連してお伺いします。

9カ所になったということなのですが、民間事業所にできたところは何か所あるのでしょうか。

高齢者福祉課長 今のは場所ですか、それとも受けた法人の。

永澤委員 法人です。

高齢者福祉課長 法人は、全部で3法人でございます。

〔何事か言う人あり〕

高齢者福祉課長 済みません、法人の施設内にあるのが3カ所ということですか。そのような形でよろしいですか。

永澤委員 要するに法人が請け負ってというのですか、請け負っている地域包括支援センターというのはいくつかあるかということですか。

高齢者福祉課長 済みません、今のお話ですと9カ所すべてということになります。

永澤委員 要するに法人の中にあるというのでは3カ所ということなのですか。施設内ということですね。わかりました、ごめんなさい。

その中で、きちっと今の安道委員が言われた社会福祉士とか介護福祉士が、法人の事業と絶対かぶらないで、きちっとその地域包括支援センターの職員として、正職としているという確認というのはきちっととれておられるのでしょうか。

高齢者福祉課長 設置する際もそうなのですが、また変更等もそうなのですけれども、必ず施設のほうに入る職員の方につきましては、その資格証も含めて市のほうに届出をしていただきますので、そこで全部チェックをしておりますし、また変更のときも同じく、例えばAさんからBさんがこういうふうにかわりましたというものを出示していただいています。そこで確認するとともに、また各地域包括支援センターのほうと月1回程度連絡会というものを開催しまして、職員の方にいろんな連絡とか、また指導等も行ってまいりますので、そういう中で確認をしております。

そういう形で申請を行っていただいて、そこで確認するとともに、また会合等で助言指導も含めてチェックをするということを行っております。

永澤委員 最初の段階は確かにそうなのですが、やはり長年続けていく上で、きちっとしたチェックをぜひともお願いしたいと思います。専従の方がいらっしゃるということが、やはり前提としてきちっとほかの地域包括とのサービスの違いが、その地域によって変わってきてしまうことは、大変その地域にとっては損失でありますし、これは児童福祉課の子育て支援センターでも言えることなのですから、だんだん人数が足りなくなってきたりする

と、やはりどうしてもかけ持ちとかということもあり得ないことではありませぬので、ぜひともその辺、今後とも目を光らせていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員長 ほかに質疑ございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これで議案第92号 平成21年度入間市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終結いたします。

なお、討論、採決は、水道事業会計の質疑が終了するまで保留いたします。

ここで休憩いたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、議案第93号 平成21年度入間市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行います。

下水道課長に説明を求めます。

下水道課長 それでは、平成21年度入間市下水道事業特別会計決算概要についてご説明申し上げます。

初めに、公共下水道事業の状況につきましては、平成21年度末における整備率は96.8パーセントで、前年対比0.2パーセントの増となり、また行政人口に対する普及率は86.9パーセントで、前

年と同じ比率になっております。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書から主なものにつきまして
てご説明申し上げます。ページが302ページから311ページまでと
なります。

まず、歳入のうち302ページから303ページ、款1分担金及び負
担金、項1負担金、目1下水道費負担金、下水道事業受益者負担
金、収入済額206万8,810円につきましては、現年度分収納率
91.86パーセント、前年度対比6.07パーセントの減となり、滞納
繰越分の収納率9.25パーセントを合わせた全体では、前年度対比
23.71パーセントの減となりました。なお、滞納繰越分の未済額
合計は533万1,400円ではありますが、今後も臨宅徴収等により、な
お一層の収納努力をしております。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料、
収入済額14億3,908万61円につきましては、現年度分収納率
99.39パーセント、前年度対比0.01パーセントの減となり、滞納
繰越分の収納率45.44パーセントを合わせた全体でも前年度対比
0.12パーセントの減となりました。

次に、款4寄附金、項1寄附金、目1下水道費寄附金、下水道
建設費寄附金、収入済額668万5,500円は、市街化区域に隣接する
市街化調整区域からの区域外流入に関する寄附金で、9件、総対
象面積8,427.43平方メートルに対する寄附金でございます。

次に、304ページから305ページ、款8市債、項1市債、目1下
水道債、収入済額8,760万円は、公共下水道整備事業債4,000万円、

流域下水道整備事業債4,760万円であります。なお、流域下水道整備事業に対する入間市の事業費負担割合は9.38パーセントでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。まず、306ページから307ページ、款1総務費、項1総務管理費、目2下水道普及促進費、大事業、下水道普及促進事業、中事業、私道共同排水設備設置事業補助金4,619万6,850円は、私道に公共下水道を設置する際に工事費の全額を補助したもので、金子地区13件、97世帯に対して補助を行いました。

次に、308ページから309ページ、款1総務費、項1総務管理費、目3下水道維持管理費、大事業、公共下水道維持管理事業、中事業、補修工事費5,038万2,445円は、老朽化した污水管の補修工事2工事、その他緊急補修工事39工事を実施したものでございます。

次に、目3下水道維持管理費、大事業、荒川右岸流域下水道維持管理負担金4億7,017万6,064円は、10市3町の下水を新河岸川水循環センターで最終処分を行うための維持管理負担金で、1立方メートル当たりの単価が32円、負担金対象水量が1,469万3,002立方メートルでございます。

次に、款2事業費、項1事業費、目1下水道建設費、大事業、公共下水道管渠築造事業、中事業、管渠築造工事費1億3,742万2,582円は、污水管布設工事全10工事、総延長で474.56メートル、雨水管布設工事1工事、延長137.10メートルの整備を行ったものでございます。

以上で概略の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入歳出一括して質疑を願います。

横田委員 決算報告書の248ページですけれども、平成21年度末における公共下水道、汚水の整備状況は、認可面積で1,584.4ヘクタール、整備済みで1,534.1ヘクタールということなのですけれども、整備していないところ、大体どのあたりかというようなところはあるのでしょうか、場所的に。

下水道課長 認可区域内で大きなところといいますと、面積的に一番多いのが宮寺の16号の、昔パチンコ店があった跡地、ここが一番大きいです。あとは市内、いわゆる利用計画がない空き地みたいなものが点々とございます。そういったものが利用計画が出てき次第、污水管布設工事という形で追加してどんどんやっていって、毎年整備率が少しずつでございますけれども、伸びてきている状況でございます。

横田委員 今ちょっとご答弁いただいたのですけれども、だからその後のというか、ちょっとこんな感じでやりますよみたいな計画みたいなのはある程度あるのですか。何か変わったことというか。

下水道課長 基本的には、予定したものはすべて終わっています。ですから、今後そういった今空き地であるとか、そういったものの利用計画が、具体的にこちらのほうに相談に来て、そこに対してどうしようとか、例えば開発ですと開発者が入れたりもしますので、

あとは計画によって、今後多少いろいろ変化すると思います。

山本委員 総括的なことで1点お伺いをしたいと思います。

法非適用ということで単式簿記になっていますので、収益状況についてちょっと直接収益会計といいますか、そちらの部分についてご見解をお伺いしたいのですけれども、私のほうで下水道使用料その他もろもろの収益として上がりそうな費目の足し算と、下水道の総務費のほうですよ、維持管理に関係するであろうところを比較をすると、1億3,400万何がしぐらいの黒字的な要素があるということで、今電卓はじくとそんな感じなのですけれども、まず下水道事業の単年度の収支の状況、収益的勘定のほうの収支の状況について、今申し上げたような認識で理解してよろしいものかどうか、ご見解をお聞かせいただきたい。

下水道課長 今委員さんおっしゃられるように、資産の状況がまだ、プラスの面がまだ全然会計上出ませんので、単年度収支としては毎年黒字決算という状況です。ですから、これはこれから下水道台帳が整備されて、あと実は区画整理の分が、まだ全然台帳として保存してございませんので、それを入れて下水道会計としての資産が完成した時点でないと、はっきりした損益勘定は出ません。ただ、区画整理の事業が全部終了するのを待って入力となると、果てしのない時間がまだかかりますので、先日の議会でも市長のほうで答弁いたしましたけれども、ある程度の区画整理の部分で推定額というか、そういったものを設けて立ち上げるとか、そういった予定では現在のところ進めていきたいと考えております。

山本委員 地方公営企業法の全適の部分まで含めてご答弁いただいたということで理解をさせていただきたいと思います。要するに今後の収支動向を踏まえて、今出ている決算というのを拝見させていただくに当たって、地方公営企業法全面適用で会計方式変えたときに赤字が顕在化するという部分も一般的に言われているというふうに理解をしていて、市長のご答弁もありましたから、そう遠くないうちに打ち切り決算して移行されるということが数年先に来るのだろうということで理解をしているのですけれども、そのときにまたいきなりぼんと資本収支のほうで赤字が出るとかいったようなことを、移り変わりの部分としてはちょっと心配している部分があったので、今後資本勘定のほうで1回整備していただけるということですから、遺漏のないようにお願いできればと思いますので、よろしく申し上げます。

金澤委員 まずは、では全般的なところからなのですが、整備率については96.8パーセントということでお伺いいたしましたけれども、問題は特に私の住む地域などでも若干あるのですけれども、市街化の整備済み地域であるにもかかわらず未接続の世帯、いろんな地主さんなり世帯主さんのお考えや状況、経済状況もあって未接続のまま終わっているわけなのですが、これについては区域ごとの把握というのはどうなっているのでしょうか。

下水道課長 豊岡地区、金子地区という単位でしか今のところ、今手元にはないのですが、世帯数でいきますと、豊岡が359、東金子で365、金子で643、宮寺で61、藤沢で339、西武地区で515、合計で2,282世

帯が未接続と、21年度末でとらえてございます。

金澤委員 ちょっとここからは部長ご答弁になるかもしれませんがけれども、この未接続の世帯について、藤沢地域でも近所から、その単独浄化槽などの世帯に関しては、きちんと汚泥の抜き取りなり、法定で義務づけられた1年に1回の整備なり法定点検なりが本当に行われているのかということで、悪臭による苦情が発生しているわけです。これについては、今現在所管は環境課ということで対応していただいているようなのですが、やはり縦分けとしては、この下水道の整備地域内については、これは接続を下水道課としてもお願いしている建前上、きちんと点検なり報告を県のほうから受けて、ちゃんと法定整備をしていない世帯については、できないのだったら下水道に、本管に接続してくださいということに、話のストーリーに持っていくべきだというふうに考えるのですけれども、これについて現状の役割分担も含めてどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

建設部長 お答えいたします。

今、金澤委員さんがおっしゃられる、まさにそこが今これから問題になってくるポイントだと思います。それで、下水道の目的としまして、公共用水域の保全是もちろんのこと、環境衛生、住環境にも寄与するわけでございますので、今下水道のほうに接続されていない世帯というのは、やはり昔ながらのし尿浄化槽で、まだ機能的に使えるから、今の段階で接続しなくもいいや。目の前に入っているのですけれども、そういう考えはなしに、依然と

して浄化槽で河川のほうに流しているという世帯が多いと思います。

そういうところで環境衛生の問題もありますので、これからは環境課のほうとも連携しまして、あくまで公共用水域、浄化槽関係になりますと部署があちらに、関係になりますので、できれば直接面談で普及活動をしていくときに連携をとっていきながら、浄化槽の点検ですとか公共下水道への接続メリットなども含めてタイアップしながら普及活動を進めていきたいと、そんなふうにご考えております。

金澤委員 では、詳細に入りたいと思うのですが、決算説明書の308、309ページです。公共下水道維持管理事業の中で、下水道使用料の徴収等の委託料があります。平成21年度が8,929万円、約9,000万円なのですが、平成20年度は8,238万8,000円ということで、700万円ぐらい増加しています。この内容、内訳についてお示してください。

下水道課長 この徴収の手数料の算出根拠でございますけれども、はっきり言ってこの算定には法的根拠はございません。水道部のほうとも協議して、日水協で出している例示方式とって、全国的にこんなレベルで委託料を取ったらどうかという、その例示方式にのっとって入間市は算定してございます。

現在、この21年度決算の数値というのが2年前ですか、平成19年度の決算数値をもとに算定された委託料です。基本的には直接的経費と間接的経費に分けまして、直接的経費となりますと、これがいわゆる検針ですか、検針に係る人件費であるとか、そういつ

たものでございます。間接的経費というのは、当然メーターの取りかえであるとか、これは水道部のほうで検満法で行いますけれども、こういった経費も含まれてございます。ですから、メーター数、当然上水は全部ですけれども、下水はその一部ということで、メーター数の案分を2分の1にしたもので、決算上の数値として積算したものでございます。

先ほど間接的経費の中でメーターの取りかえ、減価償却、この部分というのが、検満法では8年に1度かえることになってございますので、年によってこの数値が大分多い年と少ない年とございますので、若干金額に影響ございますけれども、大体例年8,000万円台で、ここ数年は推移しているような現状でございます。

金澤委員 ちょっとなぜ700万円上がったかについてのご答弁がなかったのですが、これはあれですか、接続世帯が上がったので、単価は同じまま、単純に数量的な問題で上がったという理解でよろしいですか。

下水道課長 失礼しました。先ほどのお答えの中でメーターの取りかえ費、これが大分上下するというご説明申し上げましたけれども、まさにこの部分で、メーターの取りかえ費が約900万円ぐらい20年度と21年度と、21年度のほうが900万円ぐらい増額になっております。この部分が、ふえた要因だということでございます。

金澤委員 この点なぜ取り上げさせていただくかというのと、ご承知のとおり、まず今おっしゃられたメーターの取りかえ費用ですよね。こ

れについては平成22年度から、おかげさまで私一般質問させていただいた結果、メーターの交換平均年数を、今まで平均7年だったものを7年半以上に持っていくということで、水道部のほうのご努力始めていただいていますよね。これによって毎月何十万円という金額が削減されて、年間で数百万円以上削減されるわけです。あわせて21年度についても、徴収委託についても入札の適正化でかなり金額が下がって、委託料が下がっていますよね。そこいらに対する反映というのはどうなっているのでしょうか。

下水道課長 この数値につきましては、先ほど冒頭で言いましたように平成19年度決算数値をもとに、要するに決算から2年後の数値で毎年やっていたのですけれども、今年度から、平成22年度から現年度の数値を、いわゆる上水道のほうの予算数値をもって下水のほうで算定して、上水の決算終了後、精算するという形に改めます、まず。一方、その検針に係る費用等、水道部のご努力によって、当然その額が下がれば直接的経費としての下水の委託料も下がるわけでございます。そういったものを私どもは期待をしているのですけれども、もう一点そのメーターに関しては、下水は下水なりに、例えば井戸メーターも以前は市のほうですべて、市のあれで取りかえていたのですけれども、3年ほど前から自費負担という形で、原因者負担でメーターに関してもすべてお願いすると。そういった形でコストの削減に励んでおります。

以上でございます。

金澤委員 精算方法が、22年度からリアルタイムで精算していただくとい

う形になったということで、大変評価させていただきたいのですが、その意味も含めて、この下水道事業会計には一般会計からの繰入金で8億円以上入っていますので、市税に直結しますから、その点下水道事業会計には申しわけないのですが、できるだけ精査をより一層お願いしたいというふうに思います。

あわせて同じく309ページの調査、清掃等委託料についてお伺いいたします。21年度が1,548万5,746円ということで、それに対して20年度は786万8,000円で約半額だったということで、これが倍増した理由についてお示してください。

下水道課長 21年度につきましては、大きな事業で1つ、雨天時の侵入水対策計画策定業務委託、これが金額にして約580万円含まれてございます。雨天時侵入水対策計画策定業務委託、いわゆる雨が降っているときに、雨水が污水管にどのくらい入るかということの調査です。この分がふえている原因だと思えます。

以上です。

金澤委員 今、雨水の侵入水対策ということで、これはあくまでも県に対する精算の仕方であって、効果が出てくるかなというふうに思うのですが、この調査の結果どのようなことが今後反映されるのでしょうか。

下水道課長 今回、この580万円かけた調査でございますけれども、市内3カ所に流量計を設けまして、実はその対象とした地区なのですが、民間が布設した管渠、いわゆる市がやる以前の大規模開発で行った、そこで戸建ての集合住宅、ここを11カ所を対象と

して調査を行いました。この結果、結局晴天時と雨天時の流量を計算した結果、優先順位というか、一番雨量が入っていると思われる団地について優先順位をつけました。優先順位の上から、実は今年度からその対策として、その団地について、まずは目視確認という形で誤接、いわゆる例えば雨どいが汚水升につながっているとか、いわゆるそういう宅内の排水設備について、やはり誤接があるのではないかとということで、これ目視については職員でできますので、この優先順位に従って全団地をこれから調査を行いたいと思います。

実際に、もう1つの団地終わったのですけれども、やはり数件では誤接が見つかって、直ちに指導して改善していただいたと。これから少しずつこういった対策で、余り一度にお金かけても効果が出ないのが不明水対策なので、地道な調査というのを今後続けていきたいというふうに考えております。

金澤委員 大事なことだと思うのですけれども、ということは今回かけたその侵入水対策の580万円が、直ちにその荒川右岸の流域下水道事業費の負担金の削減につながるということではないわけですか。

下水道課長 基本的にはつなげなければいけないと考えております。ただ、効果として、一度に画期的に減少になるとか、そういうことは余り期待できないというふうに考えております。

金澤委員 ちょっとこれ管渠築造含めて全般的な歳出の話になるのですが、まず数字からお聞きしたいのですけれども、入間市内の公共

下水道の立ち上がりから含めると、かなりもう数十年の古い下水道管渠が存在していると思うのです。いろいろ諸説ありまして、耐久年数が40年とか50年とか言われていますけれども、どうも今の現在の布設がえの事業費ベースで見ていくと、とてもその布設がえと耐久年数とが追いつかないときが出てくるのではないかというふうに考えるのですけれども、その点について、数字からまずどれくらい古い管渠が残っていて、その管渠の布設がえに対する計画を含めたご説明をいただきたいのですけれども。

下水道課長 下水道は、ご存じのとおり平成19年度から10年間程度認可の拡大を行わず、修繕工事を当面進めていくということでご認識していただいていると思いますけれども、この修繕のポイントでございまして、管渠の補修、それからマンホールポンプの交換と、それからマンホールぶた、これが大きく3つの修繕内容でございまして。このうち管渠の修繕でございまして、冒頭で雨天時の調査でも言いましたけれども、市が布設する以前の大型団地等の古い管渠について、今順次修繕を進めているわけでございますけれども、一応基本として目標としているのが1万1,690メートルございまして、延長で。このうち優先順位をつけまして、古いところから順次。ただ、これが全部果たして10年間でできるかというのは、なかなか難しい問題があると思います。

以上でございます。

金澤委員 それをなぜ説明するかというと、この補修事業についても、20年度に比べて300万円ほど削減されているわけですね。当然予算

上の制約あると思うのですけれども、ペースダウンをしていくと。本来であれば、この布設がえについてはペースアップしていかなければならないのに、この修繕補修工事費が落ちていくということは、とりもなおさず先ほども申しあげましたけれども、布設がえのペースと耐久年数との間にギャップが生まれてしまって、結局何が起こるかという、やっぱり漏水問題とかという話につながっていくわけですよ。その点について、今後その補修事業、先ほど10年間でおっしゃいましたけれども、とても私個人的には10年間では間に合わないというふうに考えるのですが、逆に視点を変えてお聞きしますと、この10年間で何億円出せば、本来の布設がえが予定どおりいくのですか。

下水道課長 以前議会でご説明した際には、10年間で18億3,000万円でございます。これを、一部起債等を使いながら、10年間で何としてもやっていきたいと。

それと、もう一つ前段で予算が減っているというお話があったのですけれども、22年度でも当初予算で一般会計繰入金削減されたかわりに繰越金がふえた。この分については修繕費に、当初予算で当初想定した金額を復活してございますので、必ずしも減っているという認識は現課としては持ってございません。

以上でございます。

金澤委員 最後にしますけれども、その10年間で18億円必要だと。本当にそれで逆に足りるかなという気はするのですが、その点について、では今現在のペースで、この18億円事業費ベース確保できるとい

うことで了解していいのですか。

下水道課長 これは19年度に作成した下水道の中長期計画で、今後の一定の範囲の、先ほど3つ言いましたけれども、管渠とマンホールとマンホールふた、それを抽出して一律の一定の金額掛けた数字です。なので何とも言えませんけれども、一応年間、18億3,000万円です。ですから1億8,300万円ですか、この程度はなるべく進めていきたい。ただ、財政状況によって一般会計の繰入金が多量減少傾向にございますので、その分こういったものの先送りであるとか、そういったもので調整しているのが現状でございます。ですから、一般会計繰入金をいただければ何とかなるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

金澤委員 済みません、その意味で、例えば249ページで補修工事費でいくと87.89パーセントです。大体平均して90パーセントぐらい切っているような数字が続いていると思うのですが、これはやっぱり入札の適正化等で落札率が最低価格近くに張りついていることもあって執行率が落ちること自体は、経費削減で私は評価させていただきたいのですが、もう実際ある程度例年ずっとそうやって来ているということを前提で、年度末に予算未執行を残すのではなくて、ある意味その分見込んで事業費に、計画に入れて、単年度ごとにしっかりと事業の進捗を図っていくべきだと私は思うのですけれども、その点について、その執行率と残を残すのがいいのか。残した後の話、それについてどのような

お考えですか。

下水道課長 21年度の繰越金が予定より大分多くなった、その要因というのは確かに委員さんおっしゃるように、1つには落札率の低下によって剰余金が生まれていると。それを実は22年度の補正予算で、先ほど言いましたけれども、補修事業に充てていると。この姿勢だけは、一応工事を進めていく、下水としては確かに修繕計画をどんどん進めたいと思っているので、今後も。ただ、執行状況というのは年度の終わりにならないとなかなかわからないものですから、そこからの工事の発注というのは、なかなか同一年度には難しい状況がございますので、ただそうはいってもなるべく早く、早いうちに事業の進捗を図りたいというふうに考えております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ございますか。

ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これで議案第93号 平成21年度入間市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終結いたします。

なお、討論、採決は、水道事業会計の質疑が終了するまで保留いたします。

ここで休憩いたします。

午後 1時36分 休憩

午後 1時38分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、議案第94号 平成21年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行います。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長に説明を求めます。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 それでは、議案第94号 平成21年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について概要をご説明申し上げます。

武蔵藤沢駅周辺の市街地整備を目的とした本事業は、事業認可以来23年を経過したところでございます。多くの地権者の皆様のご理解、ご協力をいただき、平成21年度末での進捗率は、街路整備率が98.8パーセント、建物移転が96.3パーセントとなっております。

それでは、歳入より主な内容をご説明申し上げます。

歳入決算事項別明細書の319ページから320ページをごらんいただきたいと存じます。

款1項1 保留地処分金139万6,652円は、つけ保留地2区画、面積として15.64平方メートルを処分したものでございます。

次に、款2項1 国庫補助金につきましては、地域活力基盤創造交付金として1,485万円を受け入れたものです。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。お手元に配付をさせていただきますました各事業別の施工箇所図、こちらのほうを参照

していただけたらと思います。こちらの図面でございます。よろしいでしょうか。それぞれ4枚あるかと思うのですが、武蔵藤沢駅という見出しの部分が当事業でございます。

凡例について簡単にご説明を申し上げます。各事業凡例につきましては共通でございますが、平成20年度末までの整備済みの道路と街路等につきましては黒、公園につきましては濃い緑、それから青色で表示をしておる部分、こちらにつきましては20年度からの繰り越し事業でございます。赤い部分につきましては、当該年度、21年度の現年事業でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、款2項1事業費3億935万5,833円につきましては、大事業、調査設計等委託事業は、街区点、画地点等の測量業務委託及び（仮称）4号公園地下調整池施工監理業務委託（第1期）等を実施したものでございます。

同じく大事業、工事費は、6—13号線ほか4路線の街路築造工事及び事業の進捗に伴い宅地造成工事7件を実施したものでございます。

次に、大事業、雨水工事費では、雨水の流出抑制対策として2カ年の継続事業で、（仮称）4号公園地下調整池設置工事（第1期）、容積1万265立方メートルに着手いたしました。

次に、大事業、物件等補償費につきましては、4棟の建物補償を行ったものでございます。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしくご審議ください

いますようお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

歳入歳出一括して質疑を願います。

質疑ありませんか。

山本委員　決算書の322ページ以降、4号公園の関係で1点だけお伺いします。

いろいろご尽力いただいているので、その点は評価申し上げるものなのですが、1点だけ、市民の方から非常に貯水量と経費の部分について非常に額がでかいという部分について、市民の方からのご指摘が来ている状態というのはあろうかというふうに理解をするのですけれども、当該年度で設計監理等で通次繰り越しで継続事業に着手をされているわけですが、住民の方へのその説明ですよ。この事業の意義であったり必要性みたいな部分について、当該の事業区域の皆さんに対してはどのような説明の経過があったのか、それだけちょっとご教示いただいてよろしいですか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長　それでは、まず現地での近隣に対する説明でございますが、具体的には、おおむね半径400メートルぐらいの範囲と、2,000戸ぐらいを対象といたしまして、平成21年の10月の17日の土曜日及び平成21年10月の19日、藤沢公民館を使用させていただきまして、現地での説明会という形で施工業者を呼んでの説明会を実施させていただいております。

それから、私ども区画整理だよりというふうなことで、広報紙

ございますので、ことしにつきましてはこういった工事が行われますので、ご協力をお願いします、ご理解をお願いしますという形での広報をさせていただいております。

以上です。

山本委員 おおむね理解はさせていただきました。説明会も開いていただいているし、広報にお努めいただいているということで認識をさせていただきます。

あと工事、本年度まで含めて工事が続いている状況にあるわけですし、いろいろな方からのご指摘なりご質問なりも多分多々あるのだろうというふうにご推察をいたしますので、適切な説明とまた広報にお努めいただいて、多くの方にご理解いただければと思いますので、その点よろしく願いいたします。

委員長 ほかに質疑ございますか。

ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これで議案第94号 平成21年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終結いたします。

なお、討論、採決は、水道事業会計の質疑が終了するまで保留いたします。

次に、議案第95号 平成21年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行

います。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長に説明を求めます。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長 平成21年度入間市駅北口土地区画整理事業特別会計決算概要説明を申し上げます。

議案第95号 平成21年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、概要をご説明申し上げます。

北口土地区画整理事業につきましては、国道16号の4車線化のための用地確保と馬頭坂線の早期整備を目指し、関連事業を執行してまいりました。平成21年度末の事業進捗率は、事業費ベースで29.03パーセント、仮換地指定率が82.1パーセント、建物移転率が37.55パーセントとなっております。

次に、それでは歳入からご説明いたします。歳入決算事項明細書331ページから332ページをごらんください。

款1項1国庫負担金として、公共施設管理者負担金、いわゆる公管金9,200万円、同じく項2で国庫補助金として7,150万円を受け入れたものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。歳出決算事項明細書333ページから336ページをごらんください。款2項1事業費の主な内容につきましては、国道16号の用地確保及び馬頭坂線の早期整備を目指し、以下3点の関連事業を実施いたしました。

まず、第1点目に、調査設計等委託事業といたしまして、22棟

の建物物件調査業務及び馬頭坂線道路詳細設計を実施いたしました。この事業は、国道16号及び馬頭坂線の整備に伴う建物移転並びに馬頭坂線の街路築造工事を進めるために実施したもので、おおむね予定どおり事業を実施できました。

第2点目に、馬頭坂線整備に関連し、地下埋設工事を一部着手いたしました。主な内容は、雨水・污水管布設工事、総延長316.1メートル並びに基地送水管移設工事、総延長180メートルを実施いたしました。

それから、移転対象地4カ所の795平方メートルの宅地造成工事を実施いたしました。この工事につきましては、別紙配付させていただきました工事箇所施行図を作成しましたので、あわせて参照いただきたいと思います。

第3点目に、物件等移転補償といたしまして、国道16号及び馬頭坂線整備に必要な用地を確保するため、21件の補償契約によりまして16棟の移転補償を実施いたしました。なお、建物移転補償契約しました契約4件、これにつきましては翌年度に繰り越しをしましたが、おおむね計画どおり地権者との契約を締結することができました。

以上で概要の説明を終わります。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

歳入歳出一括して質疑を願います。

小島委員　今進捗状況等を細かくご説明いただきました。前も基地対策特

別委員会のときに、16号線が開通したと同時に馬頭坂線をあけるというお話でした。

それで、このところちょっと見て回らせていただいたところ、保健所のほうから区画整理のほうに向かって行くところも工事が何か始まっているようですが、平成21年度末における区画整理の実績を踏まえて、馬頭坂線の使用開始と16号線拡幅工事についてのいつごろになるのか、その見解をちょっとご説明していただければと思いますが。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長 まず、馬頭坂線の工事の状況からお話しさせていただきますと、馬頭坂線につきましては、計画路線は区画整理区域内の200メートルと、それから西武線挟みまして区域外が145メートルございます。今、一部区画整理区域内、それから区域外もあわせて一部工事に着手しております。今委員さんおっしゃったところの区域外は、線路側から南に面したところを今開削しまして、一部擁壁工事等を実施してございます。区域内につきましては、昨年から馬頭坂線の用地があきましたものですから、一部地下埋設工事、雨水管ですけれども、これを着手いたしまして施工しております。

次に、馬頭坂線のいわゆる今後の施工と開通ということでございますけれども、これは非常に、国道の16号の整備の進捗状況とどうしても一体化に進めていかないとならないということで前にもお話しさせていただいておりますけれども、馬頭坂線につきましては、これから23、24、25、3カ年程度をかけまして地下埋設

工事、それから街路築造工事を進めていこうということで、昨年あたりから少しずつ工事をやっているところです。この3カ年の中進めていきながら、国道の16号のいわゆる整備とあわせて、最終的には馬頭と国道の交差点部分ですね、新たに整備をしていく中で開発を図っていきたいというふうに考えています。

そういう中で国道のほうですけれども、今狭山市側、いわゆる狭山市と入間市の行政境ですね、あれから八王子方面へ向かって約600メートルが区画整理区域内で用地を確保する範囲になっておりまして、現在ですと、平成22年度になりまして、一部契約等ができて、これを算定いたしますと、今狭山市の行政境から約300メートルぐらいがおおむね用地確保が、いわゆる道路の南側、北側両方合わせて確保することができる見通しが立っております。

そういう中で、数字的には、決算でいきますと平成21年度末のいわゆる用地の明け渡し状況ですけれども、全体用地の51.08パーセントとなっております。21、22年度の現在、10月現在でいきますと、ここで契約あるいは直接工事によりまして、6件ほどの明け渡しの協議が調いまして、これを入れますと58.21パーセントとなっております。今、今年度に向けまして、比較的大きな地主さんを中心に話を進めておりまして、何とかこれを移転まで協議をまとめていきたいということで、これをまとめていきますと、おおむね22年度中に、我々の姿勢としましても7割まで、いわゆる明け渡しを7割まで近づけていきたいということで、今職

員全員で取り組んでいるところでございます。

残りの、いわゆる22年度以降、残りの3割をどうするかということだと、見通しはなかなか厳しい面がありますけれども、基本的な姿勢としましては、24年までに、いわゆる22、23、24までに何とかこの全体の予定地をあけていきたいということで今取り組んでいるところでございます。そうしますと、先ほど言いましたように、24年までに用地を明け渡しまして、それから国道のほうも整備にかかっていきますと、馬頭のいわゆる今3カ年で進めているところとリンクすることができるだろうということで、職員一丸で今取り組んでいるところでございます。そういう状況でございます。

金澤委員 北口についてはいろいろな事情によりなかなか進まないのと、あと予算も結局ないぞで振れないということで、予算がつけてくれないことには事業も進まないのは十分理解した上でお聞きしたいのですが、これちょっと担当課の課長さんというか、所長さんにお聞きするのは酷なので、部長さんにご答弁をお願いしたいのですが、何ちょっと取り上げているかと、今回取り上げたいかといいますと、事業費、歳入ですよ。歳出の場合は繰り越しの場合がありますので、歳入に対する人件費の割合をちょっと調べさせていただきました。

藤沢については4億4,700万円に対して8,000万円の人件費、北口については3億9,300万円に対して7,600万円の人件費、扇台については5億3,000万円の事業費で人件費が5,800万円、狭山台は

事業費は約5億5,000万円ですね、に対して人件費が5,300万円ということで、わかりやすくパーセントに換算しますと、人件費の割合が藤沢が約18パーセント、北口が約19パーセント、扇台が約11パーセント、狭山台は約10パーセントという状況なのです。藤沢についてはもう最終局面迎えていますので、もうあと数年のうちにこれはもう人員のほうも区画整理課のほうに組み戻すということで、これは了承したいのですが、扇台と狭山台に比べて北口の人件費の割合が倍だという形なのです。これ民間会社で言えば、予算がないのであれば、これ人件費も半分に現在からしなければいけないのが通常だと思うのですが、一言で言うと、人間が多いのではないのというふうに言われるわけですよ、民間であれば。この点について、事業費と、実際に予算がつかないわけですから、現実問題として、事業費に対する人件費の張りつけ方、これを他の2事業と比べてどのようにお考えなのか、部長のご答弁をお聞きしたいと思います。

区画整理部長 今のご質疑でございますけれども、北口の職員今7名で実施をしておるところでございます。実際には先ほちょっと所長のほうから説明ございましたけれども、やはり交渉が非常に多いと、建物は移転できなければ16号の拡幅もできないということもございますので、やはりそういった中ではちょっと職員的に人数が7人ということで、金額的にはちょっと今人件費ではその分かかっているものというところがございます。

金澤委員 だから、その交渉が多いのは十分理解した上で申し上げている

のですよ。予算がつかないのであれば、人件費が幾らかけても、これは進まないわけですから、その点についてちょっと、もうちょっとご説明をしていただけますか。

区画整理部長 今物件そのものは非常に大きな物件を抱えておまして、その補償のほうが終われば、実際の事業費も若干少なくなってくるので、その分割合がまた少なくなってくるものだと思います。

山本委員 1点だけお伺いをしたいと思います。

諸般の事情、また社会的な要請もあって、国道の拡幅と接続する市道の整備が優先されているということについては、十分理解はします。ただ、事業全体のスキームとして、道路がおおむね馬頭坂線で23から25、国道が今のご説明受けていると多分26から27ぐらいでしょうか、全部うまく進んだとして、開通するのが。その後の全体の区画整理の事業についての見通しというのはこれどうなっていくのでしょうか。

今いただいた図面を見ていると、丘の下のほうは余り、この先に道路通ってしまえばそんなに建物の支障移転というのは余りないのでしょうけれども、丘の上はこれ拝見していると、ほとんどの家は動くわけですね、これ、道路が相当入りますから。全体の事業の今後の進捗の見通しという部分についてはどうなのでしょう。現状ではこれももう、申しわけないけれども、道路整備事業になってしまっているの、区画整理事業としての今後の見通しについて概略をお示しいただいてよろしいですか。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長 まず、事業計画図

との関係では、平成27年度がこの事業の終了ということで現段階では計画してございますけれども、先ほど金澤委員さんからお話ししましたように、今の事業費のベースからしますと、そのスパンでは当然終わらないということは数字からも判断できますし、現在取り組んでおりますその国道とか馬頭の関係からしましても、まだ次のステップにっていないというところから見ましても、いわゆる今の現期間の中では終わらないということは推測できます。

そういう中で今後はどうなっていくかということは非常に財政とかの関係が出てきますけれども、北口のステップといたしましては、いずれにしましても今の国道の4車線化、それから馬頭坂線を早期にあけていきたいということで、これは先ほどちょっと説明しましたけれども、何とか26年ごろまでには馬頭も国道も開通させていきたいと、それでその後にこの2路線からいわゆる駅のほうに向かっていく北口の中央通り線等、いわゆる街路の整備していきたいということで、やっぱりそれを進めていくと、またさらに一定のスパン、やっぱり10年スパンで考えてみますと、一定かかってくるだろうということになりますと、現在の平成27年までの完了の事業計画ですね、あるときになって全体的なその進行状況をよく把握しまして、また予算等も把握しまして、事業計画を変更いたしまして、一定の期間をもう一回つくっていくというふうになってくると思います。

今現在、そういう中で今とにかく次のステップに行くにはどの

くらいのいわゆる年度ごとに経費がかかっていくのか、あるいは
どういうところがいいのかというシミュレーションを今考えてい
かなくてはならない時期になっているということで、そういうこ
とでその内容的にも作業を進めてございます。

以上です。

委員長 ほかに質疑ございますか。

ありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これで、議案第95号 平成21年度入間都市計画事業入間市駅北
口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を
終結いたします。

なお、討論、採決は、水道事業会計の質疑が終了するまで保留
いたします。

ここで休憩いたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時09分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、議案第96号 平成21年度入間都市計画事業扇台土地区画
整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行います。

扇台土地区画整理事務所長に説明を求めます。

扇台土地区画整理事務所長 議案第96号 平成21年度入間都市計画事業扇

台土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、概要を説明申し上げます。

本事業は、平成5年の認可以来16年が経過いたしまして、多くの地権者のご理解、ご協力いただき、平成21年度末の事業費ベースでの進捗率は20.07パーセントとなっております。

それでは、初めに、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。歳入決算事項別明細書の343ページから344ページをごらん願います。

款1項1 保留地処分金1,434万2,800円は、保留地3区画、174平米を処分したものでございます。

次に、款2項1 国庫補助金は、地域活力基盤創造交付金として1億9,368万円を受け入れたものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。歳出決算事項別明細書の347ページから348ページをごらん願います。

款2項1 事業費4億4,375万7,095円につきましては、大事業、調査設計等委託事業及び建物物件調査業務委託を実施したものでございます。

同じく大事業、工事費でございますが、お手元に配付させていただきました施工箇所図をご参照願いたいと思います。

街路築造工事といたしまして、会館通り線歩道整備工事ほか6路線、421.24メートルを実施したものでございます。汚水工事につきましては、街路築造工事と並行いたしまして、265.2メートルを実施いたしました。その他の工事につきましては、事業の進

捗により宅地造成工事として7区画、1,993平方メートルを実施したものでございます。

次に、大事業、物件等補償費につきましては、16棟の建物移転補償契約を行ったものでございます。

以上、概要説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入歳出一括して質疑を願います。

野口委員 工事の今できたところとこれからのところと、これ地図を見て、今疑問に思ったのは、都市計画道路から区画道路からあって、どこからやっていこうという基準なりがあるのか、つまり富士見通り線とかもでき上がったし、こっちの並行する大きい道路もできているわけでしょう。そうするとどこが優先されるかというのはちょっとわからない中で、そっちの区画整理部では一定の基準があるのですか、この広い中でどういう道路から先にやっていこうという。

扇台土地区画整理事務所長 基本的には、扇台愛宕公園線をまずメインで考えています。扇台愛宕公園線というのは、テニスコートのわきへ抜ける道なのですけれども、この図面でいきますと、市民会館、愛宕公園があります。一番端の部分から、これからずっと行って、一部ここに富士見通りから抜けるところがありますけれども、それから藤沢のほうに向かってずっと、途中が抜けているところありますけれども、そこの部分につきましては今年度補償を終えま

して、来年度、富士見通りから藤沢側というか、東町寄りについては来年度工事を予定しております。基本的には、真ん中に縦に通っている久保稻荷線から東側、市役所側を基本的にやっていますけれども、この途中、真ん中辺にちょこっとしか工事していない部分があると思うのですけれども、これにつきましては移転をさせながら、動いたらそこのところを道路工事して、また動かしていくという玉突きみたいな形になりますので、少しずつしか工事できない状態ですけれども、この東側を重点に今工事を、補償なんかは進めております。

野口委員 では、確認だけ、道路としてはこの愛宕神社のこの線で、あと残りはこのブロック的に1区画1区画を区画道路含めてやっぺいこうという、そのブロックを1つ認定しようというやり方でこれから進めていくわけですね。ちょっと確認なのですけれども……。

扇台土地区画整理事務所長 そうですね。基本的にはこの4分割でいくと、市民会館と愛宕公園のあるこの辺の部分をまずメイン的に進めています。

委員長 ほかに質疑ございますか。

ありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これで議案第96号 平成21年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終結いたします。

なお、討論、採決は、水道事業会計の質疑が終了するまで保留いたします。

次に、議案第97号 平成21年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行います。

狭山台土地区画整理事務所長に説明を求めます。

狭山台土地区画整理事務所長 よろしく申し上げます。

議案第97号 平成21年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計歳入歳出の決算認定について、概要をご説明申し上げます。

本事業は、平成5年の事業認可以来16年が経過したところでございます。多くの地権者のご理解、ご協力により、平成21年度末の事業費ベースでの進捗率は約79パーセントとなっております。

平成21年度の事業といたしましては、宅地利用の増進及び公共施設の整備改善に向け、都市計画道路を含む区画街路5路線の街路築造工事及び雨水管、污水管工事を実施いたしました。また、建物移転5棟を実施いたしました。事業も終盤を迎え、地権者の皆様のご理解、ご協力をいただきながら効率的に事業を進め、事業の早期完成に努めてまいりたいと思います。

お手元にご配付しました施工箇所図、こちらなのですけれども、黒く塗った部分については施工済み箇所でございます。青く塗ったものにつきましては、平成20年から21年度へ繰り越したものでございます。赤く塗ったものにつきましては、平成21年度工事箇所

所でございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。歳入決算事項別明細書の357ページから360ページをごらんください。

款 1 項 1 保留地処分金1,957万7,800円は、保留地 1 区画242平方メートルを処分したものでございます。

次に、款 2 項 1 国庫補助金は、通常費及び地域活力基盤創造交付金として1億686万2,000円を受け入れたものでございます。

続きまして、歳出について主な内容についてご説明申し上げます。歳出決算事項別明細書の361ページから364ページをごらんください。

款 2 項 1 事業費 3 億7,557万5,487円につきましては、大事業、調査設計等委託事業として仮換地指定変更作業及び街区・画地点測量業務委託、道路実施設計業務委託、建物等調査積算業務委託等を実施したものでございます。

同じく大事業、工事費につきましては、街路築造工事 5 路線、延長1,066.10メートル及び雨水管布設工事 3 路線、延長574.61メートル、污水管布設工事 5 路線、延長426.65メートルを整備いたしました。

次に、大事業、物件等補償費につきましては、5 棟の建物移転補償を行ったものでございます。

次に、款 3 項 1 公債費、大事業、償還元金7,500万円につきましては、土地区画整理事業債を償還したものでございます。

同じく目 2 利子、大事業、償還利子762万799円は、土地区画整

理事業債の利子の支払いを行ったものでございます。平成21年度末の道路整備率につきましては、約78.41パーセント、建物移転率につきましては、約91.49パーセントとなっております。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入歳出一括して質疑を願います。

吉澤委員 決算書の358ページで、今ご説明がありましたけれども、保留地処分が1区画で1,957万円ということで、当初予算では2億円だったのですけれども、これ当初は何区画予定していたのでしょうか。

狭山台土地区画整理事務所長 当初4区画2,804平方メートルを処分を予定しておりました。事業費としては2億円を計上しましたけれども、実際は1画地242平方メートル、1,957万7,800万円の処分となりました。

吉澤委員 結果的に1区画しか処分できなかった要因というのはどの点にあるのでしょうか。

狭山台土地区画整理事務所長 4区画販売しまして、問い合わせとか意外といいところまではいくのですけれども、最終的な決断が下されなかったというところがございます。

吉澤委員 なかなか保留地処分厳しい状況にあるのかなというのがこの決算見るとわかるのですが、それで関連してというか、続いてその事業債の返済なのですけれども、22年度に借りかえを行っている

のですけれども、21年度末の元金と利子のその残高合計は幾らになりますでしょうか。

狭山台土地区画整理事務所長 平成21年度の残金につきましては、6億1,780万円でございます。

吉澤委員 今年度に借りかえを行って、その償還計画というのはどうなるのか、今後の見通しについてお聞かせください。

狭山台土地区画整理事務所長 現在の残高が6億1,780万円となっておりますけれども、一般会計からの繰り入れとか等難しいものがありますので、平成22年度に3回目の借りかえということで、4億7,440万円を借りかえまして、それと今年度処分する1億1,180万円の保留地処分金とで返済するわけなのですけれども、この借りかえにつきまして、4年間で分割払いが条件となっております。均等払いになります。1年間の返済額は1億1,860万円ということで、平成23年度から4カ年にかけて均等に返却していくという形になります。

吉澤委員 実際に今回繰出金が3億5,000万円程度で、この間3億円ぐらいで推移しているのかなと思うのですけれども、繰入金ですかね、一般会計からの。そういう状況と、その保留地処分が進まないというか、21年度を見ると、結果的に1区画ということでしたので、残りの保留地処分、計画上だとあと10億円ですけれども、今後の見通しというのはどうなるのか、ちょっとお聞かせください。

狭山台土地区画整理事務所長 狭山台土地区画整理事業の保留地は、全体で98区画あります。全体で面積が5万1,520平方メートルになっ

ております。平成21年度までの保留地総額については34億7,277万7,280円を処分しているところであります。数的には74区画、3万8,559平方メートルを売却いたしました。平成22年度以降の処分につきましては、24区画、1万2,961平方メートルになります。計画上の価格でございますけれども、約8億7,800万円を見込んでいるところでございます。

結果として、43億5,077万7,280円の収入がありますが、当事業計画の保留地処分金の資金計画上は44億7,800万円となっておりますので、その差額分については約1億2,700万円の減収となる見込みでございます。一日も早く保留地は処分しなければならないのですけれども、厳しい状況等ありますものですから、かなり厳しいというのが現状でございます。

吉澤委員 では、資金計画上は10億円保留地処分、実際は8億円ということで、その1億2,700万円の減少は、最終的には市費を投入する、一般会計からの繰入金ということになるのでしょうか、ちょっとその辺は。

狭山台土地区画整理事務所長 1億2,700万円の減収ということになれば、一般会計からのものになりますけれども、まだこれから事業をやっていく中で、事業費の縮小とか節約とか効率的にやるとかいろいろありますので、この1億2,700万円という減収となるということなのですけれども、これはあくまでも予測でありまして、地価の上昇とか、そういったものによってプラス・マイナスになる可能性はあるかと思えます。

金澤委員 今回の話の関連で、やっぱりこの経済状況の中、なかなか保留地処分が進まないのは、これはやむを得ないことと私は考えています。私、視点を変えて、他の自治体では、やっぱりこういう工場の誘致などで10年先、20年先の税収入を見込んで、それこそ我が市に来ていただければ2年、3年の固定資産税の減免とか水道代含めて、市を挙げて工場誘致へのバックアップをして、結果的に税収の多様化を図っている自治体は多いというふうには私は考えているのですね。入間市も確かに短期的には市への負担が多いかもしれないけれども、そういう意味でその区画整理事業だけで考えるのではなくて、いろいろな方面でのバックアップを考えていくべきだと私は思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

区画整理部長 実際、近隣などの状況というのも確かにそういった、鶴ヶ島市を見ますと、やっぱりインター周辺のところなんかはそういった誘致をしているようなケースもございます。ただ、私ども事業を始めるときに、いろいろ、例えば水道事業会計とかいろいろ調整するのですけれども、やはり水道事業のほうも非常に厳しいという状況がありましたので、なかなかそういった水道料金を例えば減免をするだとか、少し金額として下げるといようなこともあるのですけれども、なかなか水道事業のほうも、確かに最近では幾らか予算的には少し、ここ二、三年黒字ということなのですが、きのうちょっとあれなのですけれども、やはりなかなかそういった意味でも水道事業のほうでもそういった当初、立ち上げた事業はほとんど平成5年ですとか、その辺でございました

ので、非常にそういった水道からのバックアップはなかなかできなかつたという状況がございます。

以上でございます。

金澤委員 今の答弁はよくわかるのですが、今現在ここに至って、もう一度やっぱり市全体を挙げて、しっかりと保留地処分を進めることによって、工場誘致することによって、将来的な税収の確保ではなくて、やっぱり雇用の確保含めて入間市経済の活性化につながるということで私思っているのですが、今後に対する、区画整理部から他の会計への働きかけについてお考えはいかがですか。

区画整理部長 できれば私どもそういった面ではちょっと要望はしていきたいと思っているのですが、なかなか各事業とも厳しいものですから、ちょっと今の段階ではどうのこうの言えないのですが、今後ちょっと調整していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

山本委員 先ほどの吉澤委員に対するご答弁の中で、全部で98区画で、うち74、残りが24ですか、当該事業は住居系の地域と工業用地と2通りありますよね。その残りの24区画の内訳をお示しいただけますか。

狭山台土地区画整理事務所長 24区画中3区画が工業用地でございます。ただし、大きな土地ではなくてつけ保留地という形になります。それ以外のものについては、21区画、住宅地区でございます。

山本委員 これ残り24区画何とか売らぬといかぬという状況ですよ、今のご答弁の中で。3区画は全部つけ保留地だと、これ工場は来ませんよね、はっきり言って、厳しいかなというふうに理解をします。残りの住居系の地域だから、ここに工場は建てられませんよね、都市計画上ね。お家を建てるしかない状況かというふうに理解をします。

そういう状況の中で、どういう人をターゲットにどういう価格帯で売っていくということで、その8億何がしの見通しをお立てになっているというご答弁だったのですけれども、その辺の事業スキームをお示しいただいていいですか。

狭山台土地区画整理事務所長 工業地域については、つけ保留地ということで、工場がありまして、その隣に保留地をあてがったと、そうしますと当然ここにある、今営業というか企業のところに買ってもらうということで、今ご相談をさせてもらっています。それはもうすべて3つ同じです。

それ以外の住宅地域につきましては、一般の方に販売というのが原則です。ただ、こういう状況がありますので、不動産関係の方にも積極的に買っていただければということでPRをしているところでございます。

山本委員 今、金澤委員がおっしゃった市を挙げてという部分のフレーズはそのまま使わせていただこうかとも思うのですが、要は住宅系の地域でお家を売るための土地として売らぬといかぬという状況になっている中で、申しわけないのですが、公共交通とか

のインフラ条件非常によいとは言えないですよ、当該の場所って。多分、これはもう全庁的に連携して、多分公共交通だとか交通インフラも含めて、商業もそうですよね、多分付加価値つけないと厳しいのかなというふうに思うのですけれども、その辺ほかの市長部局との連携等々お考えいかがでございましょう。

狭山台土地地区画整理事務所長 確かに連携というのは、商工課との連携とかいろいろなところとの連携、交通の連携とかといろいろあるかと思うので、大事なことだと思います。

ただ、こういう状況でありまして、全く買い手というか照会等がないわけではなくて、駅にも遠くても東京方面に車で勤める方とか、そういった方も来ておりますので、全くあきらめるというか絶望というか、そういうような状況ではなくて、やはり景気とか販売のPRとかに工夫必要かと思います、全庁的に含めてですね。そういったことは考えていきたいと思います。

山本委員 おおむね了解をしたいと思います。

このままいくと1億2,000何がしのその歳入欠陥になるというご答弁がありました。1円でもそれ減らしていただく必要があるかというふうに思いますので、できるだけ付加価値つけて売っていただく方法を考えていただくということでお願いしておきたいと思います。

以上です。

委員長 ほかに質疑ございますか。

ありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これで議案第97号 平成21年度入間都市計画事業狭山台土地
画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終結
いたします。

なお、討論、採決は、水道事業会計の質疑が終了するまで
保留いたします。

△ 次会日程の報告

委員長 以上で本日の審査日程は終了いたしましたので、
次会の日程について報告いたします。

次会は、11月1日午前9時30分から、水道事業会計の
審査を行い、続いて一般会計、特別会計並びに水道事業
会計についての討論、採決を行います。

△ 散会の宣告（午後 2時36分）

委員長 これで本日の委員会を閉じて散会いたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

決算特別委員会委員長 宮 岡 治 郎